

P. 299 (名簿)

令和 6年 12月 定例会

議事日程 (第7号)

令和6年12月26日 午後1時開議

第1 議案会第15号 プロスポーツ等による地域活性化ならびに市民スポーツ・文化振興のための「多目的屋内施設及び豊橋公園東側エリア整備・運営事業」の継続に関する住民投票条例について

第2 議案会第16号 多目的屋内施設及び豊橋公園東側エリア整備・運営事業の継続の賛否を問う住民投票条例について

本日の会議に付した事件

1 発言の訂正について

2 日程第1. 議案会第15号プロスポーツ等による地域活性化ならびに市民スポーツ・文化振興のための「多目的屋内施設及び豊橋公園東側エリア整備・運営事業」の継続に関する住民投票条例について及び日程第2. 議案会第16号多目的屋内施設及び豊橋公園東側エリア整備・運営事業の継続の賛否を問う住民投票条例についての2件

3 議案会第17号 豊橋市議会の議決すべき事件を定める条例の一部を改正する条例について

出席議員 36人

小林憲生	鈴木智子
土屋祐司	井上豪史
水野 恵	山口倫世
諸井菜々子	菅谷 竜
久保大司	山田隆司
本多洋之	伊藤哲朗
石河貫治	穴戸秀樹
梅田早苗	及部克博
古池もも	山本賢太郎
近藤修司	川原元則
尾林伸治	中西光江
鈴木みさ子	齋藤 啓
星野隆輝	豊田八千代
尾崎雅輝	松崎正尚
市原享吾	小原昌子
向坂秀之	伊藤篤哉
坂柳泰光	古閑充宏
田中敏一	寺本泰之

欠席議員 なし

説明のため出席した者

市長	長坂尚登	副市長	杉浦康夫
副市長	島村喜一	危機管理統括部長	中野浩二
総務部長	広地 学	財務部長	朽名栄治
企画部長	角野洋子	市民協創部長	近藤康晴
文化・スポーツ部長	田中久雄	福祉部長	本田佳之
こども未来部長	芳賀信明	健康部長	撫井賀代
環境部長	種井直樹	産業部長	山本誠二
建設部長	山本高敬	都市計画部長	金子知永
総合動植物公園長	伊藤紀治	市民病院事務局長	河合博文
上下水道局長	木和田治伸	消防長	本橋由行
教育長	山西正泰	教育部長	石川和志

職務のため出席した者

事務局長	川島加恵	議事課長	前澤完一
庶務課長	齋藤 敏	議事課長補佐	戸苅将行
議事課主査	平松悠介	議事課主査	鷺山和成
書記	鈴木達也	書記	杉浦文香
書記	岩瀬楓花		
行政課長	小嶋 聡		

午後1時開議

○伊藤篤哉議長 ただいまから本日の会議を開きます。

日程に入る前に、御報告申し上げます。

去る12月11日の山本賢太郎議員の一般質問において、字句の誤りがあったため、発言を訂正したい旨の申出がありました。

プロバスケットボールチームの対戦相手及び試合日程について誤りがありましたので、これを訂正したいとのことであります。

この申出のとおり、これを許可し、会議録を訂正いたします。

これより日程に入ります。

日程第1. 議案会第15号プロスポーツ等による地域活性化ならびに市民スポーツ・文化振興のための「多目的屋内施設及び豊橋公園東側エリア整備・運営事業」の継続に関する住民投票条例について、及び日程第2. 議案会第16号多目的屋内施設及び豊橋公園東側エリア整備・運営事業の継続の賛否を問う住民投票条例についての両案を一括議題といたします。

直ちに提案者から提案理由の説明を求めます。尾林伸治議員。

〔尾林伸治議員登壇〕

P. 301 尾林伸治議員

◆尾林伸治議員 それでは、議案会第15号の提案理由について述べさせていただきます。

多目的屋内施設及び豊橋公園東側エリア整備・運営事業は、長年にわたり議論を重ね、市議会において議決を経てきた事業であります。しかし、長坂市長は、新アリーナの中止、契約解除等を掲げ、当選をしたことで、契約解除に向けた申入れを進めることに対し、本事業の方向性に不安を感じている市民は多く、混乱している状況であります。

そこで、本条例第1条の目的にありますが、多目的屋内施設及び豊橋公園東側エリア整備・運営事業の継続について、住民の意思を的確に反映させるために住民投票条例を提出するものであります。

以上であります。

P. 301 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 菅谷 竜議員。

〔菅谷 竜議員登壇〕

P. 301 菅谷竜議員

◆菅谷竜議員 新しい豊橋の菅谷 竜と申します。

議案会第16号多目的屋内施設及び豊橋公園東側エリア整備・運営事業の継続の賛否を問う住民投票条例について、上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び豊橋市議会会議規則第13条の規定により提出いたします。

幾つか条文を読み上げます。

目的、第1条、この条例は、多目的屋内施設及び豊橋公園東側エリア整備・運営事業について、住民の意思を的確に反映させることを目的とする。

住民投票、第2条、前条の目的を達成するため、多目的屋内施設及び豊橋公園東側エリア整備・運営事業の継続に対する賛否についての住民による投票を実施する。

住民投票の実施等、第4条、住民投票は、この条例の公布の日から起算して120日以内に実施しなければならない。

第2項、住民投票の期日は、市長が定める日曜日とし、投票日の7日前までにこれを告示しなければならない。

投票資格者等、第5条、住民投票の投票権を有する者は、公職選挙法第9条第2項の規定により、本市の議会の議員及び長の選挙権を有する者とする。

情報の提供、第15条、市長は、住民投票の適正な執行を確保するため、多目的屋内施設及び豊橋公園東側エリア整備・運営事業に関して、投票資格者が意思を明確にするために必要な情報を、公平かつ公正に提供しなければならない。

投票結果の尊重、第24条、市議会及び市長は、住民投票の結果を尊重しなければならない。

最後に、理由、本案を提出するのは、「多目的屋内施設及び豊橋公園東側エリア整備・運営事業の継続の賛否を問う住民投票」の実施に当たって条例を定める必要があるからであります。

以上です。よろしく申し上げます。

P. 301 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 これより質疑に入ります。提案議員は席を移動してください。

〔提案者、理事者側席に着く〕

P. 302 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 質疑の通告がありますので、発言を許します。初めに、久保大司議員。

P. 302 久保大司議員

◆久保大司議員 通告に従いまして、一問一答方式にて質疑をさせていただきます。

ただいま議案が上がっております、議案会第15号プロスポーツ等による地域活性化ならびに市民スポーツ・文化振興のための「多目的屋内施設及び豊橋公園東側エリア整備・運営事業」の継続に関する住民投票条例について、並びに議案会第16号多目的屋内施設及び豊橋公園東側エリア整備・運営事業の継続の賛否を問う住民投票条例について、それぞれの提案者の方並びに当局の方にお伺いしてまいります。

また、以降の質疑については、それぞれのタイトルを省略し、議案会第15号もしくは議案会第16号と省略して質疑させていただきます。あらかじめ、よろしく申し上げます。

まず、一つ目を伺ってまいります。議案会第15号についてお伺いいたします。どなたがお答えになっても結構です。

住民投票条例については、浅井市政時代、過去2回、見送った経緯があります。今回の提案は、どのような考えで改めて上程されたのか、認識をお伺いいたします。

P. 302 小原昌子議員

◆小原昌子議員 お答えいたします。

前は、二元代表制である市長と議会の民意が同じであり、住民投票の必要性はないと考えました。

しかし、今回の市長選挙によって、市長の考える民意と議会の民意が異なると考えられるので、住民投票によって市民の考えを反映させるべきであるというように考えました。

以上でございます。

P. 302 久保大司議員

◆久保大司議員 御答弁いただきました。

前は、行政と議会が、方向性が一致していたということで、今回はねじれているという部分が答えだったと思います。その辺は理解いたしました。

では、続いて、二つ目を伺います。また議案会第15号について伺っていきます。

今回の条例のタイトルにつきまして、プロスポーツ等による地域活性化ならびに市民スポーツ・文化振興のための「多目的屋内施設及び豊橋公園東側エリア整備・運営事業」の継続に関する住民投票条例についてと、若干長いタイトルが組まれているわけです。この条例の名称にした考えについて、伺います。

P. 302 本多洋之議員

◆本多洋之議員 お答えさせていただきます。

より市民に分かりやすくするためであります。そのために、本事業の基本方針にあるプロスポーツ等による地域活性化ならびに市民スポーツ・文化振興のためという目的を前段につけさせていただきました。

以上です。

P. 302 久保大司議員

◆久保大司議員 本計画の基本方針並びに市民に分かりやすく説明をするべきということで理解いたしました。まさに、その辺のタイトルのつけ方は、重要だと思います。

では、続いて伺ってまいります。同じく、議案会第15号についてです。

この15号によれば、住民投票条例の期日につきまして、第4条においては60日と設定されております。この60日と設定した考え方について、伺います。

P. 302 尾林伸治議員

◆尾林伸治議員 お答えさせていただきます。

長坂市長が、契約解除が遅くなればなるほど、本市が事業者に支払うことになるかもしれない金額が増えることを危惧しているといった御答弁も含め、早期に結論を出すべきと考えました。

また、選挙管理委員会にも確認した最短期間であります。

以上です。

P. 302 久保大司議員

◆久保大司議員 60日の根拠については理解いたしました。

この点については、長坂市長も、この12月定例会で幾度か発言をされている、1日でも早くという趣旨に沿ったものであると理解いたします。

この60日について、市長不信任の場合については10日間で判断して、50日以内に市長選挙を行うということを考えれば、60日というのは非常に妥当な数字かなとは私自身、個人的に理解するところです。

では、続きまして、今度は議案会第16号について伺ってまいります。こちらのほうも、どなたがお答えいただいても大丈夫です。

同じく住民投票の実施について、第4条では、こちらは120日と設定されております。この公布の日から起算して120日以内とした考え方について、伺います。

P. 303 菅谷竜議員

◆菅谷竜議員 120日とした考え方についてです。

これまで説明が十分に行われてきてこなかったと考えております。アリーナ事業について、よく分からないという市民の皆様が非常に多いのではと思います。多くの市民を対象にした住民投票でありますので、賛成か反対かの判断を行うための十分な周知の期間が必要と考えます。

また、60日では年末年始を挟むこと、また、3月予算編成期に重なり、職員の皆様の残業増などの負担が大きくなる懸念があることです。

投票者がしっかりと説明を聞き、ゆっくり考えることができ、そして、市職員の業務過多とならないために、ゆとりのある120日以内という期間を設定いたしました。

以上です。

P. 303 鈴木みさ子議員

◆鈴木みさ子議員 今の菅谷議員の答弁に少し追加させていただきたいのですけれども、今回の住民投票の対象者が18歳以上としていることから、高校生も含まれます。

高校生の方からは、2月・3月、受験シーズンということで、とてもアリーナに関して投票に参加するとか、考慮している余裕がないので、やはりその時期は避けるべきだというような声も聞いておりますので、この時期は、60日というのは、ちょっとそこと重なることもあって、私たちはもう少し長くする必要があると考えました。120日というように考えました。

P. 303 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 鈴木議員に申し上げます。

一問一答が原則ですので、答弁される方は、今後、気をつけていただきたい。よろしくお願いします。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

P. 303 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 議事進行がかかりました。齋藤議員。

P. 303 齋藤啓議員

◆齋藤啓議員 一問一答であっても、答弁者が複数にわたる部分については何ら問題がないと思いますけれど、整理をお願いします。

P. 303 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 暫時休憩します。

午後1時13分休憩

午後1時15分再開

P. 303 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

齋藤議員の議事進行もございましたが、一問一答の場合、当局の場合でしたら、他局に部局がまたがる場合は複数名の答弁がございますが、今回は同じく、この議案会を出されておりますので、極力お一人の議員がまとめて御答弁いただけるように御協力いただきたいと思っております。

以上です。

続けます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

P. 303 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 議事進行。山口議員。起立して。

P. 303 山口倫世議員

◆山口倫世議員 今、他部局にまたがる場合はというようにおっしゃいましたけれども、この条例案も会派が違うという場合がありますので、発言は認めていただくべきではないでしょうか。

P. 303 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 御着席ください。

会派として、超えてまとめられて提案されているので、まとめたお答えをしていただく、議事進行をする意味でも、円滑な議事を進めていただきたい。あくまでもこれはお願いであります。お守りいただきたい。

以上です。

続けます。久保議員。

P. 303 久保大司議員

◆久保大司議員 御答弁いただきました。

120日に設定した理由として、周知期間であるとか、学業にいそまれている方への対応ということで、一定、そこは理解いたしました。

では、それらを踏まえまして、今度は当局の側に伺っていきたく思います。

今の議案会第15号、第16号に併せて、この住民投票の期日について、それぞれ60日及び120日以内と設定されているわけですが、その点に関する当局の認識をお伺いいたします。

P. 304 広地学総務部長

◎広地学総務部長 住民投票の実施日が、条例の施行日から起算して120日のほうが余裕を持って準備を進めることができますが、60日でも準備は可能であると考えております。

以上です。

P. 304 久保大司議員

◆久保大司議員 余裕を持って準備することも有効ですが、60日でも可能ということで理解いたしました。

この件については終わります。

続いて、この議案会第16号のほうに再び戻りまして、質疑をさせていただきます。

この住民投票における成立要件について、お伺いいたします。

16号における第24条には、市議会及び市長は、住民投票の結果を尊重しなければならないとありますが、特段、成立要件については定めがなかったように思います。

この民意の裏づけとして、他都市の先例を見れば、例えば投票率であるとか、賛否の比率などを設定して、民意の在り方を確認する例もあるようです。それを踏まえまして、どのような認識を、その部分についてお持ちなのかお伺いいたします。

P. 304 鈴木みさ子議員

◆鈴木みさ子議員 質疑者の方に趣旨の確認をさせていただきたいのですけれども、まず、成立要件というのは、住民・・・

P. 304 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 趣旨確認のお願いですか。

P. 304 鈴木みさ子議員

◆鈴木みさ子議員 ごめんなさい。

P. 304 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 許可します。

P. 304 鈴木みさ子議員

◆鈴木みさ子議員 ありがとうございます。趣旨の確認をさせていただきたいのですが、成立要件について、成立要件というのは、住民投票の結果が成立するための条件ということでよろしいでしょうか。

P. 304 久保大司議員

◆久保大司議員 そうです。今回の住民投票の結果、成立する要件という考えをイコール民意と捉えて答弁をお願いいたします。

P. 304 鈴木みさ子議員

◆鈴木みさ子議員 今、確認させていただきまして、成立要件というのは、この住民投票が成立するため、つまり無効にならないという、そういうための条件ということで確認させていただきましたので、そのことについてお答えしたいと思います。

これは、提案者側の会派の間でも議論になったところです。このアリーナの事業というのが市政に関わる重要事項であって、賛否に関して住民の意見を尊重して、その総意を市政に反映するための制度であるということで、一定以上の市民が投票に参加することが前提となることが当然、求められるというように考えております。

他市の例を見ますと、成立要件として、投票率が50%などの一定数に満たない場合は、不成立として開票しない、あるいは、賛成もしくは反対のどちらが多いほうが有権者数、投票資格者総数の4分の1に満たない場合は、住民投票を無効とみなすなどの要件を設けているところがあるということも承知しております。

それに照らして、豊橋の場合を見て検討しますと、直近の選挙を見ると、投票率が市長選挙で43%でした。成立要件を条例に加えた場合、例えば、投票率もしくは賛成・反対いずれが多いほうが4分の1とする成立要件などが他市には見られませんが、豊橋の場合、有権者数が29万人ですので、4分の1というと7万2,500人ということになりますので、かなりハードルが高くなるということで、成立要件と厳密に言うと、一定数に満たないと無効になってしまうという場合、住民投票への期待感をそいでしまう。また、投票したにもかかわらず無効になってしまった場合、失望感を生じさせる。無効になり、再投票となったという場合に、さらに費用がかかるなど、そういうデメリットの部分というのも考えまして、いろいろと検討した結果、成立要件の定めは入れないという結論に至ったものです。

以上です。

P. 305 久保大司議員

◆久保大司議員 改めて成立するかどうかの部分の判断として、直近の選挙の投票率を見られたということでした。

その上で、もう一つ伺っていきますけれども、今の4分の1とか、2分の1というおのおの数字については、あくまで私の認識では、必ずこれで民意を測れると決めたものではないと認識しております。様々な資料を見ますと、そうすることが先例として考えられるとか、望ましいとかという言い方があったと思います。

その上で、やはり民意の裏づけというのは非常に大事なところで、どの辺で民意がこれで有効だと設定するかどうか、非常に重要な議論になってくると思いますけれども、あくまで無効とする過去の先例の4分の1とかというのを抜きにして、この16号における民意の在り方、成立要件を設けない形での民意の在り方について、改めてその部分の考え方を伺いさせていただきます。

P. 305 鈴木みさ子議員

◆鈴木みさ子議員 あくまでも、やはり投票を主催する側として、どれだけ市民の皆さんに多く住民投票に行っていたか、そのためには、多くの情報を提供したりとか、今も住民投票とか、このアリーナ問題に対する関心が非常に高まっておりますから、そういう面で、一定の皆さんが、自分の意思で決めたいという意思は持っておられるというように思っております。それで、直接、自分の意思を投票に行って反映させるということが、民意の表れであると思います。

ですから、成立要件は、無効になってしまうとか、ハードルが高いものですから、成立要件は設けなくとも、できるだけ民意が反映できるように、提案する側のほうも説明責任を果たすとか、努力義務があると思いますので、そこら辺で、一概に民意というと、選挙のときも示された結果が、市長選挙の結果も、それも民意だと思う、そして、貴重なものだと思いますし、このアリーナに対する関心も高く、自分から投票に出かけて意思を表明するという、そういう市民の皆さんの気持ちも含めて、それは民意として、一定、要件は設けないとしても、民意として尊重すべきものだというように考えております。

以上です。

P. 305 久保大司議員

◆久保大司議員 民意の捉え方については様々議論があるところであり、当然、住民投票条例、全国各自治体で実施される中で、成立要件を設けているところもあれば、当然、設けないという考え方のところもあるのも、私も承知しております。

ただ、私自身としては、民意の在り方としては、一定数、やはり数を測りたい、測るべきだなと考えるところではありますが、議案会第16号についての考えについては認識いたしました。

以上で、私の質疑は終わります。

P. 305 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 次に、中央秀樹議員。

P. 305 中央秀樹議員

◆**宍戸秀樹議員** 通告に従いまして、一問一答で質疑をさせていただきます。

議案会第15号プロスポーツ等による地域活性化ならびに市民スポーツ・文化振興のための「多目的屋内施設及び豊橋公園東側エリア整備・運営事業」の継続に関する住民投票条例について、及び議案会第16号多目的屋内施設及び豊橋公園東側エリア整備・運営事業の継続の賛否を問う住民投票条例について、一問一答でお伺いいたします。

初めに、第15号と省略させていただきます。投票運動、第15条の住民投票に関する投票運動は、自由とする。ただし、買収、脅迫その他投票資格者の自由な意思が拘束され、若しくは不当に干渉され、又は住民の平穏な生活環境が侵害されるものであってはならないとあります。

そこで、不当に干渉、住民の平穏な生活環境が侵害されるものであってはならない、本当に自由な意思が拘束されない投票運動がされるべきであると思えます。

現在、私個人としまして、SNS等におけるコメントでは、新アリーナ計画について過剰に反応されている状況や、誹謗中傷などが見受けられる状況にあると思えます。したがって、本条例に記載の自由な意思が拘束され、もしくは不当に干渉されたり、平穏な生活環境が侵害されるものであってはならないという点につきまして、どのように考えておられるか。また、対応について当局にお伺いいたします。

P. 305 広地学総務部長

◎**広地学総務部長** 本条例案は、住民投票運動について、公職選挙法に基づく選挙における選挙運動のように厳格な制限はなく、基本的に自由に行えるものとなっております。

また、条例に規定する違反行為を行った場合、条例案には罰則規定はありませんが、刑法など、他の法令に抵触する行為については、当該法令の罰則等が適用されることとなるため、節度を持った運動が求められます。

以上です。

P. 306 宍戸秀樹議員

◆**宍戸秀樹議員** 御答弁いただきました。節度を持った運動が求められますという御答弁でした。まさにそのとおりだと思います。

それでは、次の質疑に移らせていただきます。

第15号、情報の提供、第14条に、市長は、住民投票の適正な執行を確保するため、多目的屋内施設及び豊橋公園東側エリア整備・運営事業の継続に関して、投票資格者が意思を明確にするために必要な情報を、公平かつ公正に提供しよう努めなければならないとありますが、必要な情報を公平かつ公正に提供するという点につきまして、どのような情報をどのように提供できるのか、当局にその取組についてお伺いいたします。

P. 306 田中久雄文化・スポーツ部長

◎**田中久雄文化・スポーツ部長** 全ての方にとって、客観的で必要な情報を公平かつ公正に提供することは、非常に困難であると認識しております。したがって、条例案が可決された場合には、慎重に対応を検討してまいりたいと考えております。

以上です。

P. 306 宍戸秀樹議員

◆**宍戸秀樹議員** 御答弁いただきました。

続きまして、第16号につきまして、当局にお伺いいたします。

第16号、情報の提供、第15条、市長は、住民投票の適正な執行を確保するため、多目的屋内施設及び豊橋公園東側エリア整備・運営事業に関して、投票資格者が意思を明確にするために必要な情報を、公平かつ公正に提供しなければならないとありますが、この必要な情報を公平かつ公正に提供しなければならないという点につきまして、どのような情報をどのように提供できるのか、取組についてお伺いいたします。

P. 306 田中久雄文化・スポーツ部長

◎**田中久雄文化・スポーツ部長** 繰り返しになりますが、全ての方にとって、客観的で必要な情報を公平かつ公正に提供することは、非常に困難であると認識しております。したがって、条例案が可決された場合には、慎重に対応を検討してまいりたいと考えております。

以上です。

P. 306 宍戸秀樹議員

◆**宍戸秀樹議員** 御答弁いただきました。全ての方にとって、客観的で必要な情報を公平かつ公正に提供することは、非常に困難であるといった御答弁がありました。

条例案が可決された場合、慎重に対応を検討していきたいといった御答弁でありました。そのようにしていただきたいものでございます。

続きまして、第15号につきまして、提案者の方にお伺いいたします。

情報の提供、第14条3行目の、必要な情報を、公平かつ公正に提供という点につきまして、どのような情報を、情報の中身も含め、どのような提供をしたらよいか。提案者のお考えがあれば、どなたでも構いませんので御答弁いただければと思います。

P. 306 星野隆輝議員

◆**星野隆輝議員** 私のほうからお答えさせていただきます。

きちんとしたエビデンスに基づいた情報を、分かりやすく提供いただくことを望んでまいります。

以上です。

P. 306 宍戸秀樹議員

◆**宍戸秀樹議員** きちんとしたエビデンスのある情報に基づいた情報と、分かりやすい広報を望むところであるといった御答弁でありました。

最後の質疑をさせていただきます。

第16号につきまして、提案者の方にお伺いいたします。

第16号、情報の提供、第15条、市長は、住民投票の適正な執行を確保するため、多目的屋内施設及び豊橋公園東側エリア整備・運営事業に関して、投票資格者が意思を明確にするために必要な情報を、公平かつ公正に提供しなければならないとありますが、どのような情報を、情報の中身も含め、どのような提供をしたらよいか。どなたでも構いませんので、提案者の方のお考えがあれば、お聞かせ願いたいと思います。

P. 307 鈴木みさ子議員

◆鈴木みさ子議員 提案者側の考えを述べさせていただきます。

まず、判断するための十分な情報の提供と、市民の皆さんの疑問にも答える双方向の説明会が必要だと思います。市主催の説明会や公開討論会、校区ごとのきめ細かい説明会が必要だと思います。その他、広報とよはしではなく、住民投票に特化した広報、インターネットで見ることができない人もおられますので、市役所じょうほうひろば、生涯学習センター、まちなか図書館などで、紙による資料の縦覧などが考えられます。

情報の内容については、アリーナ事業に関する基本計画や事業の契約が分かりやすく示したものの、それから、事業を実施するために必要となる経費に係る住民の負担等、市民生活への影響、アリーナ事業に伴い発生する球場の移転問題や、地区体育館などの市民のスポーツ環境への影響など、様々な影響も含め、情報を整理して総合的に判断できるよう、公正中立な情報提供が必要だと思います。

また、広報には、そもそも住民投票とは何なのかということや、どのような方法で行うのかといった、基本的な情報からお知らせすることも必要ではないかと考えております。

以上です。

P. 307 穴戸秀樹議員

◆穴戸秀樹議員 丁寧に御答弁いただきました。

以上で、私からの質疑を終わらせていただきます。

P. 307 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 次に、坂柳泰光議員。

P. 307 坂柳泰光議員

◆坂柳泰光議員 では、私から議案会第15号、そして第16号の住民投票条例、それぞれにつきまして、先ほど穴戸議員から、情報の提供について質疑がありました。この部分を、もう少し私なりに詳しく確認していきたいなというように思っています。

議案会第15号では、第14条に、市長は、住民投票の適正な執行を確保、投票資格者が意思を明確にするために必要な情報を、公平かつ公正に提供するように、15号のほうは努めなければならないというようになっています。16号のほうは、ほぼ同じような表現ですが、最後が公平かつ公正に提供しなければならないというようになっています。

僕も提供しなければならないというように思っていますが、そこで聞いていきたいのですけれど、今、契約解除に向けて事前協議の申入れが進んでいるわけでありまして。

住民投票条例をやる上で、一方は、計画では30年間で230億円という話があって、一方では、契約解除というだけで、何も分かっていない状態で、解除によってどれだけの影響額があるのか、解除によってどういった豊橋公園にするのかという提示がない中で、公平に公正に投票は、私はできないのではないかとということでお伺いさせていただきます。

まず、中止された場合に、今後の対応や豊橋公園東側の姿、計画が、私には今全然見えていないのですけれど、一方の新アリーナ計画は見えています。対象が分からないわけです。正確に賛成するのか、契約解除に向けて反対するのか、そういった部分でしっかりと情報の提供をすべきだというように思いますので、住民投票に向かって情報を、そういった部分を提示できるか確認させてください。

P. 307 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 当局に。

P. 307 坂柳泰光議員

◆坂柳泰光議員 当局です、すみません。申し訳ないです。

P. 307 田中久雄文化・スポーツ部長

◎田中久雄文化・スポーツ部長 今後の対応や豊橋公園東側の姿、計画につきましては、スポーツ施設の再整備を含む豊橋公園の在り方について整理していくこととしており、現時点でお示しすることは困難であると考えております。

以上です。

P. 307 坂柳泰光議員

◆坂柳泰光議員 お示しすることが困難で、何で住民投票条例が、皆さん方が投票できるのかなというのは、私、不思議です。

今まで進めてきた計画は、230億円で30年間、維持管理費はそれの中にも含まれるよっていう話の中です。

じゃあ、契約解除をして、今の豊橋公園が、どの姿に契約解除した場合に戻るのか。全然お示しができない中、また、長坂市長は支払うことになるかもしれない金額というように言っていましたけれど、この言い方だと、契約解除しても0円というようにも読み取れるのですけれど、0円という可能性もあるのか確認させてください。

P. 308 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 当局への確認ですよ。

P. 308 坂柳泰光議員

◆坂柳泰光議員 当局への確認です。

P. 308 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 答弁を求めます。文化・スポーツ部長。

P. 308 田中久雄文化・スポーツ部長

◎田中久雄文化・スポーツ部長 契約解除に伴いまして、事業者に支払うかもしれない金額は、今後の協議や、場合によっては裁判などにより確定することになるため、現時点でお示しすることは困難であると考えております。

P. 308 坂柳泰光議員

◆坂柳泰光議員 じゃあ、単純な確認ですけど、ゼロという場合もあるかという確認です。

P. 308 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 答弁を求めます。総務部長。

P. 308 広地学総務部長

◎広地学総務部長 すみません、今の坂柳議員の質疑について、趣旨の確認をさせていただいてもよろしいでしょうか。

P. 308 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 許可します。

P. 308 広地学総務部長

◎広地学総務部長 ありがとうございます。

ただいまの損失補償が0円になるかもというのは、例えば、条例案の質疑をされておりますけれども、条例案のどの部分のところからの質疑なのか確認させていただきます。

P. 308 坂柳泰光議員

◆坂柳泰光議員 すみません、議案会第15号で行けば、情報の提供の第14条であります。住民投票の適正な執行を確保するため、継続に関して、投票資格者が意思を明確にするために必要な情報を、公平かつ公正に提供するように努めなければならないとなっています。そうすると、比較する上で、賛成して継続すると、これだけかかるよ。解除にすると、これだけの損失があるよって、本来は比較がなければ、私は態度を示せないと思って質疑させていただきました。

以上です。

P. 308 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 答弁を求めます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

P. 308 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 議事進行。斎藤議員、理由を述べてください。

P. 308 斎藤啓議員

◆斎藤啓議員 条例案の審議に伴って、適切な質疑がされているかどうかを、一度協議を願いたいと思います。

P. 308 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 暫時休憩いたします。

午後1時41分休憩

午後1時48分再開

P. 308 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

先ほど、斎藤議員から、条例案に関する質疑かどうか、整理していただきたい旨の議事進行の発言がありました。

そこで、坂柳議員、質疑を整理するようお願いいたします。坂柳議員。

P. 308 坂柳泰光議員

◆坂柳泰光議員 すみませんでした。

先ほど私が質疑したときに、文化・スポーツ部長のほうから、今後の対応や姿、計画ということを質疑させてもらったら、現時点でお示しすることは困難であるというような答えであったかなというように思います。

じゃあ、すみません、住民投票条例が可決されたら、豊橋公園を解除の場合、どのような姿になるかというお示しは、公正な情報を投票条例に向かってやる上で、そういった提供は可能でしょうかどうか、確認を願います。

P. 308 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 当局の発言を求めます。

P. 308 田中久雄文化・スポーツ部長

◎田中久雄文化・スポーツ部長 契約解除後に豊橋公園東側エリア全体の整備を取りやめることから、公園内の利用の制限を緩和でき、また、豊橋公園の景観が維持されると考える一方で、武道館やテニスコートなどの整備につきましては、改めて検討が必要になると考えております。

今後、陸上競技場を除く、当該エリアのスポーツ施設の再整備を含む豊橋公園の在り方について整理し、代替案や必要な予算についてお示ししていくも

のと認識しております。
以上です。

P. 309 坂柳泰光議員

◆坂柳泰光議員 お示ししていただけるというような答弁でしたけれど、多分、120日のほうでしたら可能性はあるかも分かりませんが、60日のほうだと、多分、なかなか難しいのかなと。

通常は多分、委員会にかけて、今後の豊橋公園の姿というのも、関係委員会でやっぱりやるべきかなというように思いますので、なかなか今、契約解除、多目的屋内施設及び豊橋公園東側エリア整備・運営事業に反対した場合の姿が見えない中で、なかなか判断はできないなというように思いますし、また、PFI事業契約における留意事項の中に、第107条に市の任意による解除や市事由による解除があって、第118条では損失補償があるわけです。

多分、SPCの方から言うと、令和6年3月29日に、この入札説明書等に関する個別対話結果の公表がされていて、SPCさんから、そういった部分の不安があるから、第107条第1項に定める、公益上やむを得ない必要が生じた場合又はその他市が合理的に必要と認める場合とは、市が必要不可欠な公益上の目的を達成するために事業契約を解除する必要がある、かつ、公益上の目的を達成するために他に選ぶ手段がないと認められる場合等であり、現時点で具体的に想定されるのは災害対応又はこれに準じる非常事態の場合であるという理解でよろしいでしょうか。また、市が、第107条第1項に基づき解除権が行使できる場合であっても、緊急やむを得ない事情がある場合を除き、事業者との間で事前に相当期間協議を行っていただけないという理解でよろしいでしょうかということ、御理解のとおりというようになっています。

そうすると、相当な期間、協議が必要になってきますので、長坂市長になってすぐ、申入れをして、お金がかかるかもしれないというような部分というのは、本当にどんだんどんだん、損失補償というのは、私なりに上がっていくのではないかなというように思っています。

ですから、住民投票をもしやるのであれば、しっかりと新アリーナの対案として、豊橋公園がどうなるのか、どういう姿を契約解除後にするのかということをお示しをいただきながら、契約解除の想定される影響額だとか、あと、姿・予算をやはり示して、しっかりと賛成するのか反対するのかというような、公平・公正な情報の提供を望むわけであります。なかなか難しいなというように、私は理解させていただきます。

次に、提案者の方、15号の方と16号の方に聞きたいというように思っています。

投票結果の尊重ということで、15号の場合は第17条にあります。住民投票条例でございますので、法的拘束力がないわけでございますけれど、尊重という表現になっていますが、どのような結果への対応を市長に望むか、お伺いさせていただきます。

P. 309 尾林伸治議員

◆尾林伸治議員 私のほうからお答えさせていただきます。

第17条におきまして、4分の1条項の考えでは、約7万3,000票を超える票数が民意の裏づけとして考えております。

先ほどおっしゃられましたけれど、法的拘束力がないといえど、無視できる数ではないと考えております。

以上です。

P. 309 坂柳泰光議員

◆坂柳泰光議員 同じく、議案会第16号のほうの方に聞きます。

投票結果の尊重は第24条になるかと思っておりますけれど、どのような結果への対応を市長に望むか、お伺いさせていただきます。

P. 309 菅谷竜議員

◆菅谷竜議員 投票結果は、条例案では市長及び市議会は、その結果を尊重しなければならないとなっております。

市長と議会は、住民投票による結果を単に参考とするにとどまらず、慎重に検討し、これに考慮を払いながら、その結果を尊重し、意思決定を行っていただきたいと考えております。

以上です。

P. 309 坂柳泰光議員

◆坂柳泰光議員 住民投票条例は、法的に今拘束力がないという形の中で、尊重という形になっているかなというように思います。

過日、総務委員会の請願では、13万余の請願が採択されました。これも民意かなというように思っております。

やはり、住民投票条例というのは法的拘束力がないという部分がありますから、やっぱりもう少し法的拘束力が強いものがないかなということを探るべきだなというように思っておりますし、また、先ほど、本当に今まで契約をされたアリーナの計画の姿と、それと比較した解除後の姿が見えない中で、本当に公平・公正に市民が判断できるのか。幾らの損失補償となるのか、市長の言葉を借りて言わせていただければ、本市が支払うかもしれない可能性のある影響額があるかもしれませんので、そういった部分をしっかりと提示をした中で、私はしっかりと公平・公正な情報を提示した中で、住民投票をやるべきだということ指摘させていただき、私の質疑は終わります。

〔「議長、動議」と呼ぶ者あり〕

P. 310 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 市原議員、動議。

P. 310 市原享吾議員

◆市原享吾議員 ここまでの質疑を聞いて、この議案に対する対応について、提出各派で協議をさせていただきたいと思っておりますので、暫時休憩を求めます。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

P. 310 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 ただいま、市原議員から、この際、暫時休憩されたいとの動議が提出され、多くの議員の賛成者がおりますので、成立いたしました。

暫時休憩いたします。

午後2時休憩

午後2時1分再開

P. 310 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

本動議を直ちに議題とし、採決いたします。
お諮りいたします。本動議を起立により採決いたします。
本動議に賛成の方の起立を求めます。
〔賛成者起立〕

P. 310 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 起立多数であります。よって、この際、暫時休憩されたいとの動議は可決されました。

この際、休憩いたします。
午後2時1分休憩

午後2時30分再開

P. 310 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

暫時休憩いたします。
午後2時30分休憩

午後2時34分再開

P. 310 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

先ほど、本多洋之議員ほか6人から提出された議案会第15号プロスポーツ等による地域活性化ならびに市民スポーツ・文化振興のための「多目的屋内施設及び豊橋公園東側エリア整備・運営事業」の継続に関する住民投票条例について、本日付をもって撤回したい旨の申出がありました。
この際、議案会第15号撤回の件を日程に追加し、議題とすることに御異議ございませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

P. 310 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 御異議なしと認め、そのように決定いたしました。
議案会第15号撤回の件を議題といたします。
山本賢太郎議員から、議案会第15号撤回の理由の説明を求めます。
〔発言する者あり〕

P. 311 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 静粛をお願いいたします。
〔山本賢太郎議員登壇〕

P. 311 山本賢太郎議員

◆山本賢太郎議員 議案会第15号の撤回請求の理由について申し述べます。
先ほどまでの質疑・答弁から、以下3点が主な理由です。
1、契約解除によって、本市への請求の発生が予想される損失補償額が不明瞭であり、また、そのことについての説明もなされていないこと。
2、契約解除が行われた後の代替案や今後の対応が、現時点で示される状況にないこと。
3、情報提供についても、客観的で必要な情報を公平かつ公正に提供することが非常に困難であること。
これらの理由により、現状では住民投票を行うことは適切でないと判断いたします。よって、議案会第15号について撤回の請求をさせていただきます。
〔発言する者あり〕

P. 311 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 静粛を求めます。
お諮りいたします。
ただいま議題となっております議案会第15号撤回の件については、これを起立により採決いたします。議案会第15号撤回の件については、これを承認することに賛成の方の起立を求めます。
〔賛成者起立〕

P. 311 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 起立多数であります。よって、議案会第15号撤回の件については、これを承認することといたしました。
今後、議案会第15号に関する質疑・討論はできませんので、御承知おきください。

それでは、議案会第15号の提案議員の方は、自席へお戻りください。

〔議案会第15号の提案者、自席に着く〕

P. 311 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 引き続き、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許します。初めに、諸井菜々子議員。

P. 311 諸井菜々子議員

◆諸井菜々子議員 幾つか、議案会第15号についてお伺いしようと思っておりましたけれども、先ほど取下げがありましたのと、今まで久保議員から質疑があった件と重複する部分がありますので、私からこれ以上、質疑をさせていただくことはございません。

以上です。

P. 311 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 続いて、斎藤 啓議員。

P. 311 斎藤啓議員

◆斎藤啓議員 日本共産党豊橋市議団の斎藤 啓です。

私からも、一問一答という形で、幾つかの点について通告させていただいておりますので、それらのことについて、議案会第16号の方だけしかおりませんので、そちらについて質疑をしていきたいというように思います。

今回、多目的屋内施設の整備と豊橋公園の管理運営、様々な事柄を経てここまでやってきて、議会の中でいいますと、圧倒的な多数の方が、言うならば、賛成・反対、どちらの議員も住民投票条例を提案し、住民の皆さんの意思を確認する中で、事業のこの先について考えようということになったことについて、私は大変高く評価しておりました。

経緯そのものについては、いろいろな議論があるのは承知の上なのですが、何よりも住民の皆さんの意思を直接確認し、二元代表制の間接民主制の下での住民の意思をきっちり聞いていくという取組そのものの意義は、過去の2回の住民投票条例の、市民の皆さんからの直接請求の議論の中でも明らかにされてきたところであります。

そうしたことを踏まえますと、今回、この時点のこうした形の条例の2本の提案の意義というのは大変大きかったと思うのですけれども、片方が取下げということになりましたので、議案会第16号の多目的屋内施設及び豊橋公園東側エリア整備・運営事業の継続の賛否を問う住民投票条例案について、お伺いしていきたいと思っております。

まず、1点目です。

こちらの住民投票、目的を拝見させていただきますと、この条例は、多目的屋内施設及び豊橋公園東側エリア整備・運営事業について、住民の意思を的確に反映することを目的とするとあります。

この目的についてはよく分かるところなのですが、それぞれの会派の皆さんにお伺いしたいと思うのですけれども、今回のこの条例案、この多目的屋内施設も含めた事業の継続について、住民投票を行うことの意義をどのように位置づけて提案されているのか。16号については、三つの会派の方が提案をされるという形になっていますので、3名で結構ですけれども、それぞれ、今回の議案提案をされた意義について、確認させていただきたいと思っております。

P. 312 菅谷竜議員

◆菅谷竜議員 住民投票をやる意義について、私はもともと、住民投票は二度、行われたほうには賛成、1回目は議員ではありませんでしたが、住民投票はやりたいと常々訴えておりました。

この豊橋市において、やはり賛成か反対かみたいな大きな問題について、やはり市民の皆様の声に従うことが非常に重要だと考えて、住民投票条例をこれまで求めてきました。

しかし、過去に2度、住民投票条例が直接請求によって求められましたが、それは残念ながら否決されて、市民の皆様の賛否の声聞くことはできませんでした。

その後に、さきの市長選挙で新アリーナ計画の解除を公約に掲げた長坂さんが当選いたしました。そして、公約どおりに新アリーナ計画の解除を進めていくと発表がありました。その後に、継続を求める請願署名が提出されました。

個人的には、新アリーナの計画を公約に掲げた市長が選挙で選ばれたわけですから、住民投票を行う必要性は、当初は感じておらず、ただ長坂市長が公約に掲げた新アリーナ契約の解除をただするだけでよいと考えておりました。

しかし、その後に、議会軽視だとか、説明不足、また、市民の方々から長坂さんに対する様々な不安な声も、私の耳に直接見聞きして、そして、一部では不安な声が聞こえてきたり、対立も一部で起きていと認識しております。

そういった中で、建設したい人は絶対に建設したいし、反対の人は絶対に建設したくないと考えています。市の大きな問題は市民に委ねることが重要と、もともと住民投票を求めてきました。住民投票の結果は、個人的には納得するしかないと考えています。

ほかにも取り組まなければならない事業も多く、さきにも述べました、市長は公約を守っただけですが、強い批判の声がある。また、市民が不安に思うような豊橋市政から脱却するために、市民に早く安心してほしいと考え、不本意ながらも、白黒はっきりさせるための住民投票を行いたいとの考えに至りました。

以上です。

P. 312 鈴木みさ子議員

◆鈴木みさ子議員 私も、住民投票を今行う意義ですけれども、過去2回にわたって、アリーナ事業を巡って市民の方から、住民投票条例の制定をして決めさせてほしいという声が起こりました。それは、アリーナ事業の性急な進め方に対して不信があったりとか、そもそもアリーナ事業の内容そのものが分からないということもあって、広く説明した上で、住民が決めることを行いたいと、そういう直接請求でした。

その思いというのが、ずっと今も続いていると思っておりますし、この間の市長選挙の結果でも、そういうアリーナに関して、豊橋公園にアリーナ建設をすることについて住民の意思を反映させるべきだと、そういう結果が表れていたというように思います。

もちろん、二元代表制ですし、間接民主制ですけれども、そこで今、二つに分かれるような、請願も出されておりますけれども、そういう大きな今混乱が起きていますので、やはり当初に立ち返って、住民投票により、二元代表制を補完するものとして市民の意見で決めるということ、それがすごく必要だと思いますし、そのことを通じて、今、選挙権のない子どもさんたちだったり、広い市民の方に、もう一度アリーナ事業とは何なのか、アリーナを造ること

によって、または造らないことによって、豊橋の20年後、30年後のまちづくり、どのように進めていけるのかなどか、市民によって、このアリーナを通じて、まちの未来を考える機会となると思います。

今、大変、市民的な関心も高まっておりまして、住民投票をするという意義は、豊橋市にとっても本当に大きなものだということに感じております。

P. 312 豊田八千代議員

◆豊田八千代議員 豊田八千代、発言させていただきます。

今、斎藤議員の質疑でございますが、私の周辺では、このアリーナに対する情報について全く分からない、知らない、教えてほしい、そういう方が多くお見えになりまして、この条例を成立させることが、広くこの多目的屋内施設及び豊橋公園東側エリア整備・運営事業の内容について詳しくお知らせできるということを強く思いまして、この条例制定のために、ぜひ努力してまいりたいということで、今この立場に立っております。

残念なことに、議案会第15号を取下げという結果になりましたけれども、引き続き、先ほど山本議員がおっしゃいました撤回の理由が、契約解除後、金額不明瞭、2、代替案が示されない、3、情報提供できないと、こういう理由で撤回されましたが、この条例を成立させることによって、これらの諸問題を、市民の皆様にも明らかに明瞭に示されるのではないかとことを思います。

残念な結果でございますが、ぜひ、引き続き、市民の皆様への情報提供を、市当局としても御努力いただきたいことを切に願います。

以上でございます。

P. 313 斎藤啓議員

◆斎藤啓議員 議案会第16号について、提案されたそれぞれの会派の皆さんの意義について確認させていただきました。

それでは、この本条例の意義を市側にも確認したいと思います。

過去2回の市民の直接請求による住民投票条例案が市長に請求された際、当時の浅井市長は、意義が見だし難いという意見をつけて、議会に住民の直接請求を出しておられました。

今回、今、一つになりましたが、住民投票条例の提案について、今の時点で、市として住民投票を行うことの意義をどのように捉えていらっしゃるかお伺いしたいと思います。

P. 313 長坂尚登市長

◎長坂尚登市長 お答えします。

どのようにという点に関しては、今、審議中のことでありますので、つまびらかにお話しするのは差し控えさせていただきますが、条例案が可決されて住民投票が行われるということになれば、それは意義があることだということに考えます。

以上です。

P. 313 斎藤啓議員

◆斎藤啓議員 市長から、可決をした場合、意義があるということの御答弁がありました。

それでは、さらに踏み込んでお伺いしたいと思うのですが、仮のことではありますけれど、住民投票が実施されることになった場合に、どういう意義があるということに捉えていらっしゃるかを深めてお伺いしたいと思います。

P. 313 長坂尚登市長

◎長坂尚登市長 今、お答えさせていただいたように、どのようにというところは、審議中のことでございますので差し控えさせていただきますが、可決されて住民投票が行われるということになれば、それは意義があることだということに考えております。

以上です。

P. 313 斎藤啓議員

◆斎藤啓議員 繰り返しお伺いいたしますけれども、この意義の中身をどのように考えていらっしゃるかを伺いしたいと思います。

P. 313 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 答弁を求めます。市長。

P. 313 長坂尚登市長

◎長坂尚登市長 様々な意見が市民の中にもある本事業について、市民が、有権者というか、投票資格者になる方が直接、賛成または反対という意思表示ができるという点で意義があると考えております。

以上です。

P. 313 斎藤啓議員

◆斎藤啓議員 様々な意見を持っている市民の皆さんの中で、それらのある事柄に対して、今回でいうと多目的施設及び云々ということですが、そこについての市民の意思がはっきりすることの意義ということで確認させていただきました。

私は市長のおっしゃるとおりだということに考えておまして、そこが見えてくるということの、この瞬間ということでも非常に大事になってくるだろうということに考えておりますし、そのことを示してほしいというのが、この間の市民の中での大きな流れとしてあった。

つまり、自分はどうしてほしいと思っているのだけれども、いろいろな議論があるよね、そういう中で、やっぱりその意思がどこにあるのかということをはっきりするのが住民投票だよと、こういうことであろうというように思うわけでありまして。

さて、この時点で私が言ったわけですが、条例提案のタイミングについて、大きな二つ目としてお伺いをしたいと思います。

提案者の皆さんにお伺いしたいのですけれど、本議案をこのタイミングで提案される理由について、お伺いしたいと思います。

P. 314 鈴木みさ子議員

◆鈴木みさ子議員 このタイミングという理由ですけれども、まず、11月10日の市長選挙によって当選された長坂市長が、その公約に従って、アリーナ事業の契約解除に向けた話し合いを通知した。

その後、様々な、議会でも議会軽視ではないかという議論が起きたり、それから、多くの市民の皆さんから継続を求める請願が出されたりということ

で、このアリーナを巡って大きな動きがあって、議会が混乱しているという、今、状況です。

ですから、この事業を、一度選挙は経ておりますけれども、改めて住民に説明して賛否を問うということが、今、この時点で大きな意義がある、必要ではないかというように考えました。

そして、先ほど、撤回の中でありましたけれども、解除によって損失がどのくらいになるかということではなくて、その前にまず、この事業によってどのくらいの費用がかかって、それが市民生活にどのように影響するか、そのことを説明することが、まず、先です。そして、代替案が示されていないという以前の問題として、まず、アリーナ計画そのものがどういふもので、市民の環境にどのような影響を与えるのか、そういうことも説明することが必要です。

そういうようなことを正確、公正に伝える。そのことが今、求められております。今、混乱している時期、もう一度立ち返って、市民にしっかり説明して、市民の意見を求める。そのことが重要なタイミングだと、今の時期は重要だということを考えて、この条例案を提案いたしました。

以上です。

P. 314 斎藤啓議員

◆斎藤啓議員 先ほど、1回目にお伺いした意義の中でも、このタイミングに関わる事柄も、各会派の皆さんからもお話もありましたけれども、改めて、やはり今の時点で提案をされるということの意義については、よく分かりました。

三つ目に、条例の名称についてという項目を挙げておりましたけれども、これは主に議案会第15号についてでお伺いしたかったことですので、これは質疑を飛んでいきます。

四つ目として、住民投票の実施のスケジュールについてお伺いしたいと思います。

今回の議案会第16号については、住民投票期日を公布日から120日以内となっています。第4条ですね。この120日にした理由について、改めてお伺いしたいと思います。

P. 314 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 答弁はどなたでもよろしいですか。菅谷議員。

P. 314 菅谷竜議員

◆菅谷竜議員 先ほどとちょっと重複するのですがけれども、やはり60日ですと、まず、年末年始がそこに入り込む。そして、2月に住民投票、これはちょっとごめんなさい、60日は取り消されたのですがけれども、120日としたのは、例えば、60日とか短い期間に設定してしまうと、3月の予算の関係で、恐らく市の職員にもとても負担がかかる時期だなと考えております。

また、先ほど鈴木議員のほうからもありましたけれど、2月にやるとなると、18歳で受験生という方もいらっしゃいますので、そこにも非常に御迷惑がかかってしまう。そして、何よりも、これまでこの豊橋市議会は、市民の多くの方から、過去の市長において説明がなかった、説明不足だ、そういったことを指摘されてきました。その期間を十分に設定するためには、やはり、仮に60日とか、90日とかの短い期間ですと、とても対応できないと考えて、120日という長いスパンを提案させていただきました。

以上です。

P. 314 斎藤啓議員

◆斎藤啓議員 私の質疑は、60日とかでない理由を聞いているのではなくて、120日と設定した理由について、もう少しリアルに状況とを確認した上で、なぜ120日なのか。具体的な想定をどういふように考えて120日にしているかについて、お答えいただきたいと思います。

P. 314 菅谷竜議員

◆菅谷竜議員 もう少し詳しくお答えいたします。

具体的にどうして120日にしたかといいますと、スケジュール的に、3月になりますと、3月定例会がありますので、それを乗り越えた4月にやるのが、一番市民にとっても、市の職員にとっても、一番納得できる時期、4月中に行うことが120日に係る時期になりますので、そういったことも踏まえて120日と設定させていただきました。

P. 315 斎藤啓議員

◆斎藤啓議員 具体的な日程的には、4月頃を考えているということであったかというように思います。

また、1回目の答弁の中でも、じっくりと市民の皆さんに賛否を判断していただける情報提供をする必要な時間ということも考えてあったかというように思うわけです。

今回、条例案を提案して、私のところへすぐ連絡が1件ありまして、市民の方からの声ですけれど、受験シーズン真っただ中の投票の期間ということになってくると、いかんじゃないかと。子どもたちの声を聞きたいのならば、せめて受験が終わってからのほうがよいのではないのでしょうかという声があったわけです。

そうした声を踏まえても、120日という設定、先ほど来の、ほかの議員の第15号に対する質疑の中でも、予算議会を経てという段階であれば、一定、様々な問題について明らかになっているのではないかということにつながる趣旨の御発言があったかと思いますが、今回、半年間という想定される協議の期間ということを考えても、協議内容が一定明らかになりながら、住民投票を行うタイミングとしては4月という発言がございましたが、一定適切なタイミングに当たるのではないかと感じておりまして、議会の諸氏の日程について、ちゃんと判断ができる材料がそろう期間として、もちろん賛成いただけるのであろうと思っております。

次に進みます。

5回目に、また15号で聞こうと思ったことなものですから、5回目についてはちょっと飛ばします。

こちらは当局にお伺いしたいのですが、議案会第16号の第25条、委任という項目について、規則で定めますというように書いてある事柄があるわけですが、これはどのように決めていくこととなるのかを確認させていただきます。

P. 315 広地学総務部長

◎広地学総務部長 規則につきましては、市長が住民投票を実施するに際し、必要な事項、例えば点字投票の投票用紙の様式だとか、期日前投票の方法、また、開票立会人の人数などを、条例施行後に速やかに定めてまいります。

以上です。

P. 315 斎藤啓議員

◆斎藤啓議員 こちらの条例について、規則で定める部分については、言わば公職選挙法に準拠していくということになるかとは思いますが、通常の選挙とはちょっと違う住民投票の投票という仕組みになる中での実務的な事柄について、規則として定めていくのだということであろうかと思っておりますので、この答弁については確認させていただきました。

次に、住民投票の実施に当たっての情報の提供についてお伺いしたいと思います。

議案会第16号の第15条、先ほど来、質疑が幾つかありましたけれど、市長が、投票資格者が意思を明確にするために必要な情報を、公平かつ公正に提供しなければならないですよというように言っておられるわけです。

そこで、まず、条例の提案の皆さんにお伺いしたいと思うのですが、私はこの判断、つまり契約を解除するのか、それとも事業を継続するのかの判断をするに当たっては、三つの点が大事だというように思っているわけです。

つまり、一つは、こうした住民投票を行うということについての周知。2点目は、多目的屋内施設及び豊橋公園東側エリア整備・運営事業の中身そのものについての周知。3点目は、この多目的屋内施設及び豊橋公園東側エリア整備・運営事業を取り組むことによって、関連する幾つかの様々な事柄が影響を受けることがあるわけです。それらについての情報の周知、この3点のそれぞれの必要性があるのではないかとというように考えるわけですが、提案者の御認識をお伺いしたいと思います。

P. 315 鈴木みさ子議員

◆鈴木みさ子議員 斎藤議員の御指摘のとおりでありまして、住民投票そのものが何かということ、それから、事業はどんな内容なのかということ、それから、それによって起こってくる様々な影響する、関連する情報、これを示すことが何よりも大事だというように思います。

そして、先ほどの質疑の中で、その周知の方法として、具体的な説明会だったり、資料の縦覧だったりというようなことについても説明させていただいております。

そして、その必要性ということについては、やはり住民投票によって、住民の皆さんが自らの意思に基づいて判断するためには、その判断ができる十分な情報が必要だというように考えております。

市政の主人公という言い方をすると、それは議会ではなくて住民の皆さんだというように思います。だから、アリーナ計画について、契約を解除なり、このまま進めるとした場合、議会であったり、市民であったり、双方からの様々な意見が今噴出しておりますけれども、それを收拾を図るためにも、私は市民の皆さんに十分な周知を図って判断を仰ぐと、住民投票を実施するということが、何よりも重要だということを考えているということを申し添えさせていただきます。答弁いたします。

P. 316 斎藤啓議員

◆斎藤啓議員 以上の3点が大事ということであろうかということでございます。

私は、先ほど来の質疑の中でも若干出ておりました、中止した場合の影響がどういものであるかということについても、当然、その時点で可能な限りの情報提供があつてしかるべきだということは、もちろん思っております。

何よりも大事なのは、この間、住民投票条例の議案が提案されていたときも含めて、あらゆる段階で市民の皆さんが、その時点で得ている情報で賛否を問うていうことは、私はあり得ると思うのです。それは、やっぱり住民が主人公としての地方自治の在り方として、まずは、その時点の住民の賛否がどうなのだろうかを確認するのは、あらゆる段階で、その意義自体はあると思うわけです。

重要なことは、その瞬間に、様々な取組で、市としても、あるいは議会としても、住民の皆さんに判断ができるだけの材料をきちんと提供できているかどうか、これが問われるわけです。

この間の多目的屋内施設の整備に関わる議論の中で、議会のほとんど多数の会派の皆さんが、市部局の情報提供が不十分であったと指摘せざるを得ないという状況がずっと続いてきた中で、今回、住民の意思を直接確認しようじゃないか、そして、そのために、市側の持っている情報をきちんと提供すべきじゃないかと、こういう事柄が議案としても提案されてきているわけで、非常に重要な事柄であったというように考えております。

ぜひとも、市民の皆さんの意思を確認するという機会をつくる、そういう住民投票を実施するという形になることを期待いたしまして、私の質疑を終わります。

P. 316 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 次に、山口倫世議員。

P. 316 山口倫世議員

◆山口倫世議員 通告に従いまして、一問一答で議案会第16号多目的屋内施設及び豊橋公園東側エリア整備・運営事業の継続の賛否を問う住民投票条例案について、質疑させていただきます。

以下、議案会第16号と省略させていただきます。

私は2022年、23年と、2度にわたって豊橋公園への多目的屋内施設（新アリーナ）計画の賛否を問う住民投票条例の制定について直接請求を行い、氏名、住所、生年月日を記載してもらい署名、請願署名とは性格の全く違う署名を集めた一市民として質疑させていただきます。

住民投票は2度、浅井元市長、市議会により否決されました。

先月、市長選挙において、長坂新市長は契約解除を掲げて当選し、契約解除に向けて動き出したことに対し、私たち豊橋公園への新アリーナ計画に反対する市民は、市民の憩いの場である豊橋公園が大きく変わってしまう寸前に計画を止めることができたことと安堵しました。

しかし、市長選後は、周辺自治体の首長や推進派の方々の様々な発言や動きがあり、また、豊橋公園東側エリア（アリーナ）の事業継続を求める請願書における節度も問題となりました。署名の集め方、様々な話があり、また、公約を守ろうとする市長に対しての不信任決議案のうわさも内外から聞こえ、事態は新アリーナ計画にとどまらず、権力闘争になってきているのではないかと感じられております。

今回、このような住民投票条例案、推進派、そして反対派が出されたことにおきましては、一つの条例案、議案会第15号のほうは撤回されましたが、第16号議案について、当局へ質疑させていただきます。

議案会第16号では、第15、16条における、情報の提供かつ投票の促進について伺いたいと思います。

今回、住民投票が、条例案が制定された場合、住民が自分の意思を決められる情報が何より必要と考えています。この事業の経過、計画の内容が理解できるような説明会の開催について、どのように考えておられますか、伺います。また、説明会は具体的にどのような学校区で、何回ぐらいの開催を考えておりますでしょうか。

すみません、立ったままで進めさせてください。

P. 317 角野洋子企画部長

◎角野洋子企画部長 趣旨確認をお願いします。

P. 317 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 許可します。

P. 317 角野洋子企画部長

◎角野洋子企画部長 それでは、私のほうからは、第15条の情報の提供と、住民説明会の開催という御質疑でありましたけれども、その条例の中での住民説明会というのがどういう関係があるものなのか、議員のお考え、趣旨を確認させていただきたいと思います。

P. 317 山口倫世議員

◆山口倫世議員 第15条で、情報の提供というものがあります。

こちらにおきましては、先ほども、例えば、いろいろな情報の提供の方法があると思うのですけれども、説明会の開催というものは、市民が求めるもの、大きなものだと思います、そちらの開催についてのお伺いです。

P. 317 角野洋子企画部長

◎角野洋子企画部長 条例案が可決された場合には、条例の内容を精査いたしまして、慎重に対応を検討してまいりたいと考えております。以上です。

P. 317 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 山口議員の質疑の継続に際して、一言申し上げますが、先ほど、一市民としてと言われましたが、議員として、簡潔明瞭に質疑を続けてください。山口議員。

P. 317 山口倫世議員

◆山口倫世議員 では、次に伺います。

先ほど、今回の住民投票については、投票権者が市長選挙などと同様に有権者となっていますが、こちらは議案会第16号の第15条、投票権のない子どもたちも豊橋公園の利用者であり、まちの構成員だと思っています。その彼らに関して、住民投票の説明でしたり、情報の提供という観点から、子どもたちへ説明を行うのか、そういう場を設けるのか、どのように行うのか、その考えをお伺いいたします。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

P. 317 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 議事進行。本多議員。

P. 317 本多洋之議員

◆本多洋之議員 先ほど、坂柳議員の質疑のやり取りでもあったと思うのですけれども、具体的な内容については範囲外だということがあったと思いますので、整理をお願いいたします。

P. 317 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 お聞きのとおりであります。先ほど来、具体的な内容については触れないということもありましたので、それを踏まえて質疑を再開してください。

答弁は求めません。

P. 317 山口倫世議員

◆山口倫世議員 分かりました。

では、次の質疑にまいります。

議案会第16号では、第15、16条についてでございます。情報の提供についてです。

この住民投票条例において、この事業内容を市民に分かりやすく知らせることが大切と考えています。それについて伺います。

住民投票を開催するに当たって、市民に分かりやすく情報を提供するということが求められると思います。

今まで、市当局が多目的屋内施設整備推進室のホームページで公開してきました多目的屋内施設関連市場調査報告書や基本計画などの資料、また、広報とよはしで市民に周知してきたとされる事業の情報などは、市民が本事業に対して推進すべきか、契約を解除すべきかの判断ができるような公平・公正な情報であるか、市当局の認識を伺います。

P. 317 角野洋子企画部長

◎角野洋子企画部長 趣旨確認をお願いします。

P. 317 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 許可します。

P. 317 角野洋子企画部長

◎角野洋子企画部長 今、御質疑いただきました条例の公平・公正な情報という部分と、例えば広報とよはしの8月号であるとか、基本計画などの情報が、どのように条例の公平・公正な情報と関係するのか、趣旨について確認させていただきたいと思います。

P. 318 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 趣旨確認を踏まえて御発言ください。

また、質問ではなく、ここは質疑の場ですので、御理解いただいております。

P. 318 山口倫世議員

◆山口倫世議員 すみません、もう1回、趣旨確認をお願いします。趣旨確認の質問をお願いします。

P. 318 角野洋子企画部長

◎角野洋子企画部長 今、質疑に入っております、条例の第15条について書いてあります、情報の公平・公正な提供ということと、これまで市が出しております、ホームページで出てきた基本計画などの資料について、引用されたものがどのように関係するのか、質疑の趣旨について確認したいと思います。

P. 318 山口倫世議員

◆山口倫世議員 多目的屋内施設整備、この運営事業に関しまして、市当局としては、様々な情報を今まで発信してきたと思うのですが、住民投票条例が施行された場合、それを基に情報を発信して、市民に周知を図るという認識なのだと思いますが、それはよろしいですか。

P. 318 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 山口議員、質疑を明快にさせていただきたいという部分と、議案会第16号の範囲の中で。先ほど、坂柳議員の事例も出されましたが、内容に関しましては、今までのものが原則になっておりますので、細かなところに触れないということをお踏まえいただいて、明快な質疑を繰り返してください。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

P. 318 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 議事進行。斎藤議員。

P. 318 斎藤啓議員

◆斎藤啓議員 直前の山口議員の質疑については、趣旨が明確であったかと思うわけですが、整理をお願いいたします。

P. 318 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 暫時休憩します。

午後3時19分休憩

午後3時20分再開

P. 318 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

山口議員におかれましては、質疑を整理して続けてください。

P. 318 山口倫世議員

◆山口倫世議員 今まで市当局におかれましては、こちらの多目的屋内施設及び豊橋公園東側エリア整備・運営事業を推進していくという立場であったと認識しております。それが、今は契約解除の申入れをしたという状況であると認識しています。そして、今、私たちが、議案会第16号ということで住民投票条例案を提出しております。

この住民投票を行うときに、市民がちゃんとこの事業に関して正しい情報がなければ、この事業を継続するか、中止にするかという判断ができないと考えております。それなので、市当局におかれましては、情報の提供、しかも公平・公正な情報の提供というものを提供していただくのが必要だという認識です。

そして、今まで市当局としては、推進をしていくという立場で情報を提供してきたと思われます。そうしますと、例えば、広報とよはしに載っていたような内容では、駐車場の駐車料金は有料になるとか、そういう言葉、市民にとってデメリットであろうと思われるようなことは、明記されていなかったと認識しています。

その上で、これからの、この住民投票をやるに当たっての情報公開に当たって、市当局が今まで出してきた情報というものは、市民に対して公平・公正な情報であったかどうかという認識を聞いているのです。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

P. 318 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 議事進行。本多議員。

P. 318 本多洋之議員

◆本多洋之議員 山口倫世議員の質疑は、まず、この条例の範囲外であると思います。

そもそも、過去の広報とよはしが、今の発言だと、公平・公正でなかったというように聞こえるので、少し問題がある発言だと思いますので、一定、整理をお願いいたします。

P. 319 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 山口議員、今お聞きのとおりであります。何度も注意しておりますけれども、質疑を明快に、そして、発言に関しては、後ほど重大なところも指摘されておりますので、十分注意して、要点を的確かつ明快に質疑をしていただく。先ほどのものは不適切ということで、御注意いただきたいと思えます。

山口議員、継続してください。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

P. 319 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 斎藤議員。

P. 319 斎藤啓議員

◆斎藤啓議員 広報の評価を、議員がどのように認識しているかということについては、それはそれぞれの議員の認識でございますので、問題がある発言ではないというように考えますけれども、その問題について、議長、整理をしていただかないといけないのではないのでしょうか。

P. 319 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 斎藤議員の発言もございましたが、繰り返し申し上げます。

今、私の発言もありますけれども、要点を明快に、よろしく願いいたします。

継続をお願いします。

P. 319 山口倫世議員

◆山口倫世議員 あらゆる事業においてメリット・デメリットがあります。本事業は、デメリットもしくは懸念事項について、市当局の中で話し合われたことがありますか。または、そのデメリット、懸念事項と考えられる情報が市民に知らされたことがあるのかどうかお伺いします。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

P. 319 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 本多議員。

P. 319 本多洋之議員

◆本多洋之議員 ただいまの質疑も条例の範囲外だと思いますので、一度議長でしっかり整理してください。お願いします。

P. 319 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 暫時休憩します。

午後3時25分休憩

午後3時26分再開

P. 319 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 それでは、休憩前に引き続き、議案会第16号の質疑の継続を山口議員に認めます。

山口議員。

P. 319 山口倫世議員

◆山口倫世議員 先ほど、議案会第15号が取り消された理由において、契約解除の損失補償についてのお話がありました。

ちょっとお伺いするのは、住民投票の開催日を、例えば仮に60日とした場合、120日とした場合、特定事業契約の解除に係る損失補償に大きな差額が出るのかどうかについて伺います。

P. 319 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 山口議員、もう第15号は取り消されましたので、そことの比較はなじまないと思えます。

以上でよろしいですか。

P. 319 山口倫世議員

◆山口倫世議員 私が聞きたいことが、この事業は、30年で230億円の事業だというように認識しています。そして、この住民投票を行った場合、でも、建物というものは30年で終わるわけはなくて、その後もあるわけですね。

そして、豊橋市におきましては、施設等の建物系施設、目標耐用年数は80年として長寿命化を図っていくということもあります。

P. 319 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 山口議員、繰り返し申し上げますが、議案会第16号の質疑ということで、この質疑に関しては、通告があったので許しての質疑です。

何度も申し上げますけれども、この内容からはみ出た質疑をこれ以上繰り返すことは、議事の進行に関わりますので、御注意いただきたい。

P. 319 山口倫世議員

◆山口倫世議員 はい。

〔発言する者あり〕

P. 319 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 静粛をお願いいたします。
質疑を続けてください。

P. 320 山口倫世議員

◆山口倫世議員 この本市の事業におきましては、私は議案会第16号の情報を市民に伝えるという観点から質疑させていただいています。ということは、この事業に関して、住民に周知をする場合には、この事業の全容というものを表したものの、メリット・デメリットというものを市民に知らせる必要があると考えています。

契約解除になった場合という声もありましたけれども、そのときは、答弁で既に分からないというような答弁を伺っていますけれども、でも、その代替案とかそういうことの前に、この事業、建物が1回建った後、30年、230億円。30年後、31年からその後のことについての計画も、市民に知らせる必要があると思うわけです。

30年後、その後に契約が延長される保証もなく、延長もなし、新たに契約もされなかった場合は、このアリーナというものが、V I Pルームや次世代通信インフラ、最新の大型ビジョン、高機能設備を備えたものが、もう市民の体育館とはいえない施設が豊橋市民、豊橋市に残るわけです。

豊橋市民というのは、現在、選挙権のない子どもたちですし、また、年老いた私たちにそれが残されるということになります。それらの懸念が的中した場合、30年以降の情報も踏まえて市民は判断する必要があると思いますので、住民投票が、もし実施されなくても、この事業というものに関して、全体像を市民が知る必要があると思うので、その情報を今からでもホームページなどに載せて、市民に周知していただきたいという主張をさせていただいて、私の質疑を終わりにしたいと思います。

〔傍聴席で拍手する者あり〕

P. 320 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 御静粛をお願いいたします。
以上で、通告による質疑は終わりました。
ほかに質疑はありませんか。
〔「進行」と呼ぶ者あり〕

P. 320 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 質疑なしと認め、以上で質疑を終わります。提案議員は自席へお戻りください。
〔議案会第16号の提案者、自席に着く〕

P. 320 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 お諮りいたします。
ただいま議題となっております本案については、会議規則第36条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

P. 320 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 御異議なしと認め、そのように決定いたしました。
これより討論に入ります。
討論の通告がありますので、発言を許します。初めに、宍戸秀樹議員。
〔宍戸秀樹議員登壇〕

P. 320 宍戸秀樹議員

◆宍戸秀樹議員 私は、ただいま上程されております議案会第16号多目的屋内施設及び豊橋公園東側エリア整備・運営事業の継続の賛否を問う住民投票条例について、反対の立場で討論いたします。

以下、その理由を申し述べます。

先ほどの質疑・答弁を踏まえまして、以下3点について申し述べさせていただきます。

契約解除によって本市への請求の発生が予想される損失補償が不明瞭であり、また、そのことについての説明もなされていないこと。

契約解除が行われた後の代替案や今後の対応が現時点で示される状況にないこと。

情報提供について、客観的で必要な情報を公平かつ公正に提供することが非常に困難である。

以上のことから、本条例案については反対であります。

以上、討論いたします。

P. 320 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 次に、鈴木みさ子議員。
〔鈴木みさ子議員登壇〕

P. 320 鈴木みさ子議員

◆鈴木みさ子議員 日本共産党豊橋市議団を代表して、討論を行います。

当初、私は、この議案会第15号がこのような形で撤回されるというようには予想もしておりませんでしたので、この議案に対して反対の討論を考えておりました。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

P. 321 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 議事進行。本多議員。

P. 321 本多洋之議員

◆本多洋之議員 ちょっと整理をしていただきたいのですが、提案者が討論するという事は、そもそも可能かどうかを含めて、一度整理をお願いいたします。

P. 321 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 暫時休憩いたします。

午後3時36分休憩

午後3時41分再開

P. 321 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

鈴木みさ子議員の議案会第16号の賛成討論は、本人の申出により、取下げとなりました。

以上で、通告による討論は終わりました。

ほかに討論はありませんか。斎藤議員。

〔斎藤 啓議員登壇〕

P. 321 斎藤啓議員

◆斎藤啓議員 日本共産党豊橋市議団の斎藤です。団を代表して、議案会第16号多目的屋内施設及び豊橋公園東側エリア整備・運営事業の継続の賛否を問う住民投票条例について、賛成の立場から討論させていただきます。

質疑でも申し上げましたが、本条例案で住民投票を今日行うことの意義は、一つは、市民によって直接、事業への賛否を問うという点で、非常に重大な意義を持っています。

そして、質疑の中では、取り下げられた議案についてもありましたけれども、第16号においても、市民の間で、市長選挙においてその意思がはっきり出たというように判断ができる状況の下でも、なお、市民の皆さんで様々な議論があることから、その市民の意思を直接、住民投票によって確認したいという、大変、民主主義の原則から見ても崇高な意義を持って、住民投票条例が提案されていると認識をします。

提案されている120日という期間については、豊橋市議会の来年度の予算を審議する3月定例会を経て、その後の豊橋市としての公園の整備やスポーツ施設の整備、様々な問題が一定、見えてくるものであろうと推察されます。

また、相手方企業との協議についても、半年前までの通告という契約の中身を踏まえても、協議そのものが半年程度継続していく中で、一定、相手方企業との協議の中で、仮に、事業をやめた場合についての影響についても、120日という期限をもってすれば、一定、見えてくるものであろうと推察されるところであります。

それらの状況を鑑みると、今日の市民の間で起きている様々な議論の一つの決着の方法として、本議会に提案されております議案会第16号多目的屋内施設及び豊橋公園東側エリア整備・運営事業の継続の賛否を、住民の皆さんの手によって決するという事についての条例の制定の意義は、大変大きなものがあると考えます。

以上をもって、討論を終わります。

P. 321 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 ほかに討論はありませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

P. 321 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 討論なしと認め、以上で討論を終わります。

これより採決に入ります。

議案会第16号を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

P. 321 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 起立少数であります。したがって、本案は否決されました。

〔「議長、動議」と呼ぶ者あり〕

P. 321 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 動議。市原議員。

P. 321 市原享吾議員

◆市原享吾議員 この際、動議を提出いたします。

豊橋市議会の議決すべき事件を定める条例の一部を改正する条例について、追加の議案として提出いたします。

緊急を要すると思われまますので、これを日程とし、議題としていただくことを求めます。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

P. 322 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 ただいま、市原議員から動議が提出され、所定の賛成者がありましたので、成立いたしました。

暫時休憩いたします。

午後3時46分休憩

午後3時56分再開

P. 322 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

この際、休憩いたします。

午後3時56分休憩

午後4時30分再開

P. 322 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめ延長いたします。

この際、休憩いたします。

午後4時30分休憩

午後5時15分再開

P. 322 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

この際、休憩いたします。

午後5時15分休憩

午後6時15分再開

P. 322 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

この際、豊橋市議会の議決すべき事件を定める条例の一部を改正する条例についての件を日程に追加し、議題としたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

P. 322 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 御異議なしと認め、そのように決定いたしました。

先ほどの市原議員からの動議を議題とします。

直ちに、提案者から提案理由の説明を求めます。川原元則議員。

P. 322 川原元則議員

◆川原元則議員 それでは、ただいま上程されました議案会第17号について、提案理由を御説明申し上げます。

議案会第17号豊橋市議会の議決すべき事件を定める条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、地方自治法その他の法令に基づき締結された重要な契約が、住民の利害や自治体の財政等に重要な影響を及ぼすことに鑑み、その契約解除の決定についても議会の議決事件とするため、現行条例の一部を改正するものです。

以上で、議案会第17号の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

P. 322 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 この際、本議案精読のため、暫時休憩いたします。

午後6時16分休憩

午後8時再開

P. 322 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより質疑に入ります。

提案者の方は、席を御移動ください。
〔提案者、理事者側席に着く〕

P. 323 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 質疑の通告がありますので、発言を許します。初めに、諸井菜々子議員。

P. 323 諸井菜々子議員

◆諸井菜々子議員 では、議案会第17号豊橋市議会の議決すべき事件を定める条例の一部を改正する条例について、通告に従いまして、一問一答でお伺いします。

現在の豊橋市議会の議決すべき事件を定める条例に定められているものについては、(1)本市における総合的かつ計画的な行政運営を図るための基本構想の策定、変更又は廃止に関すること、(2)姉妹都市の提携に関することとありますが、このたび、(3)として、地方自治法その他の法令に基づき議会の議決を経て締結した契約に係る契約の解除に関することを追加しようというものであると思っておりますが、それを、今この12月定例会で、緊急で条例提案に至ったのか、その理由について提案者の方にお伺いいたします。立ったまま進めさせていただきます。

P. 323 土屋祐司議員

◆土屋祐司議員 お答えさせていただきます。

本定例会では、一般質問の段階から、議会に付すべき事件の一つとして、契約の解除という話題がしばしば上がっておりました。

そんな中、議会の議決に付すべき契約等の金額が、1億5,000万円から2億2,500万円へと増額となりました。これは、市長の専決事項の権限が大きくなり、議会による議決権限の範囲の縮小につながっております。

このような点を、委員会の審査の中でも指摘させていただきましたが、本定例会中に解除に関する改正を行うべきだと考え、上程させていただきました。

P. 323 諸井菜々子議員

◆諸井菜々子議員 ありがとうございます。お答えいただき・・・

P. 323 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 挙手をお願いいたします。諸井議員。

P. 323 諸井菜々子議員

◆諸井菜々子議員 失礼いたしました。お答えいただきまして、確認させていただきました。

次に、この議案会第17号においては、ルールそのものを変えることでありますけれども、二元代表制の意義について唱えられていた提案者側会派におかれましては、本議案が市長の権限を制限し得る可能性について、どのようにお考えかお伺いいたします。

P. 323 古関充宏議員

◆古関充宏議員 お答えいたします。

条例改正は市長権限を制限するものですが、1、基本構想、2では姉妹都市の提携を規定しており、いずれも市長権限を制限しているものです。

地方自治法第96条第2項がその根拠になって、市長の権限の制限を認めていると考えます。

市長の権限を制限してはいけないものは、法に規定された法定受託事務や国の安全に関わる施策であると考えます。

P. 323 諸井菜々子議員

◆諸井菜々子議員 法に基づいたところということでお答えいただきました。

確認できましたので、以上で私からの質疑を終わります。

P. 323 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 次に、菅谷 竜議員。

P. 323 菅谷竜議員

◆菅谷竜議員 豊橋市議会の議決すべき事件を定める条例の一部を改正する条例について、何点か伺います。

まず初めに、既に締結されている契約には、契約解除に関する規定の定めがあるのに、この規定以外に契約の解除事由を、議会の議決によって契約締結後に追加することは、契約当事者間の法的な権利義務関係に対して後から議会が介入することになり、妥当でないと考えられるが、その考え方について伺います。提出者の方に伺います。

P. 323 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 答弁を求めます。

暫時休憩します。

午後8時6分休憩

午後8時8分再開

P. 323 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 会議を再開します。

本多議員。

P. 324 本多洋之議員

◆本多洋之議員 お答えさせていただきます。

我々は、契約を締結する重みと契約を解除する重みは同じだということ考えており、本来、この解除に対しても議会の議決が必要であるというように認識しております。

今回は、地方自治法の第96条第1項第5号に係る議会の議決を経た契約を解除する場合も、市にとって重要なことですから、議会の議決すべき事件に指定する必要があると考えて、この条例を提案させていただきました。

P. 324 菅谷竜議員

◆菅谷竜議員 少し私の質問とずれていると思いますので、もう1回、改めて聞きますけれど、もう1回いきます。

既に締結されている契約には、契約解除に関する規定の定めがあるのに、この規定以外に契約の解除事由を、議会の議決によって契約締結後に追加することは、契約当事者間の法的な権利義務関係に対して後から議会が介入することになり、妥当でないと考えられるが、その考え方について伺いますということだったのですけれど。

P. 324 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 暫時休憩します。

午後8時9分休憩

午後8時14分再開

P. 324 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 休憩前に引き続き、会議を再開します。

本多議員。

P. 324 本多洋之議員

◆本多洋之議員 改めてお答えさせていただきます。

先ほどの質疑では、議会が介入することになりという質疑でございましたけれども、今回の条例は、解約する意思表示をする市長が、あらかじめ議会の了解を得るということになりますので、契約の相手方に何ら影響はないというように考えております。

P. 324 菅谷竜議員

◆菅谷竜議員 お答えいただきました。

今、はっきりと、契約に何らの影響はないということでお答えいただきました。

言いたいことは、既に契約されている契約というのは、もうこういうときに契約解除ができますという規定が設けてあるわけです。特定事業契約の第107条を例に挙げると、例えばですけれど、この規定以外に、解除事由を議会の議決によって、契約を結んだ後に追加するということは、本当に法的に大丈夫なのかということなのです。

そのことについて、契約に何ら影響はないというお答えだったということで、ここでとどめておきます。

続きまして、これはもう確認なのですけれど、本条例改正案は、新アリーナ建設に関する特定事業契約を念頭に置いたものだと考えられるが、間違いはないか確認させてください。

P. 324 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 暫時休憩します。

午後8時16分休憩

午後8時16分再開

P. 324 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 会議を再開します。

本多議員。

P. 324 本多洋之議員

◆本多洋之議員 すみません。もう一度、質疑を教えてくださいいただけますか。

P. 324 菅谷竜議員

◆菅谷竜議員 いつも早口で申し訳ないです。

本条例改正案は、新アリーナ建設に関する特定事業契約を念頭に置いたものだと考えられるが、間違いはないか確認させてください。

P. 324 本多洋之議員

◆本多洋之議員 アリーナが無関係とは言いませんが、念頭に置いたものではありません。

P. 324 菅谷竜議員

◆菅谷竜議員 無関係ではないが、アリーナは念頭に置いていないということなので、では、特定事業契約が解除されても、念頭に置いていないので、それに対しては、この議決を得るということは、提出者は考えていないということでしょうか。

P. 324 本多洋之議員

◆本多洋之議員 すみません。質疑をもう一度、お願いします。

P. 325 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 質疑の趣旨確認ということ。

P. 325 本多洋之議員

◆本多洋之議員 はい。

P. 325 菅谷竜議員

◆菅谷竜議員 本多議員の御答弁で、無関係ではないが、アリーナは念頭に置いていないとはっきりおっしゃられましたので、確認の意味で、特定事業契約の解除が仮になされた場合には、この議決、解除に当たって議決をしていくという事は行わないということでしょうか。

P. 325 本多洋之議員

◆本多洋之議員 すみません。趣旨確認を。

P. 325 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 趣旨確認を認めます。

P. 325 本多洋之議員

◆本多洋之議員 ただいまの質疑というのは、これが仮に議決されたとすれば、全ての解除について、そういう対象になるというように思っているのですが、それをアリーナの場合は外せという、そういう質疑ですか。

P. 325 菅谷竜議員

◆菅谷竜議員 外せとはもちろん言えないものですから、条例が可決すれば。そうではなくて、アリーナは念頭には置いていないとありましたので、ちょっと確認させていただきました。

P. 325 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 菅谷議員、アリーナを念頭に置いていないわけではないがと、本多議員が当初申し上げたと私は記憶しておりますが、本多議員にその辺りも含めて、確認をお願いしたいと思います。本多議員。

P. 325 本多洋之議員

◆本多洋之議員 もう一度、確認させていただきますが、我々は、契約を締結する重みと解除する重みは同じだということに考えておりますので、解除にも議会の議決が必要だということで、今回の条例を提案させていただいております。

当然ながら、これで議案が議決されることになれば、今後、解除に関するものに関しては、この条例によって縛りがかかると思いますので、アリーナもその対象になるというように思います。

ただし、アリーナのことを最優先に考えてというわけではなくて、全ての契約締結の解除においても対象となるという形で、条例を提案させていただいております。

P. 325 菅谷竜議員

◆菅谷竜議員 それでしたら、緊急発案みたいなことに少し疑問を抱くわけですが、一定、理解はいたしました。

では、続きまして、新アリーナ建設については住民投票によって決めるべきだと主張して、2度にわたり住民投票を実施すべきとする条例の制定を求める署名が法定数に達したのに、当時の市長と市議会はこれを否定している。

しかし、新アリーナ建設に対する反対意見は根強く、その結果が、市長選挙でアリーナ反対を掲げる長坂市長の誕生という結果に表れています。

本条例改正案は、新アリーナ問題の是非を大きな争点にした今回の市長選挙の意義を大きくなくすものと考えられるが、そこについての考え方について伺います。

P. 325 本多洋之議員

◆本多洋之議員 お答えさせていただきます。

二元代表制というものは、市長の権限と議会の権限が対等であるべきだということに思っておりまして、それによって、我々は契約の解除においても、本来は議会の議決が同等に必要なように考えておりますので、決して市長の意義を無にするものということでは考えておりません。

P. 325 菅谷竜議員

◆菅谷竜議員 お答えいただきました。

二元代表制ということで、あれなのですけれど、見方によっては、地方自治法の趣旨にちゃんとのっっているのかとか、そういった側面もあるのはもちろん分かりますけれど、ある意味、市長の権限を非常に弱めてしまうものではないかという議論も生まれるはずで。

そこを、皆さん、もう一度考えていただいて、議論していただきたいと思います。

では、最後です。改正案の経過措置の規定のところなのですけれど、改正案の経過措置の規定に、この条例の施行の日以後に行う契約の解除について適用するとあるが、既に契約の解除がなされている契約には及ばないということか、改めて確認させてください。

P. 326 本多洋之議員

◆本多洋之議員 既に契約の締結がされているものを解除するときにも、対象になるというように認識しております。

P. 326 菅谷竜議員

◆菅谷竜議員 いや、それはちょっと、ごめんなさい。私は…
〔傍聴席で発言する者あり〕

P. 326 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 傍聴者は静粛をお願いいたします。

P. 326 菅谷竜議員

◆菅谷竜議員 経過措置の2のところに、改正後の豊橋市議会の議決すべき事件を定める条例の規定は、この条例の施行の日以後に行う契約の解除について適用するとありますので、過去に解除されたものまでも、議決を改めて得るというように聞こえたのですけど。

P. 326 本多洋之議員

◆本多洋之議員 すみません、質疑の意図を勘違いしておりました。
過去に解除されたものに対しては、対象になっていません。

P. 326 菅谷竜議員

◆菅谷竜議員 そうですね。ここに、ちょっと確認の意味で、今、本多議員が、過去にもう解除が始まったとか、解除が始まっているものとか、そういった解除がなされている契約には及ばない、契約の解除が進み始めているものには及ばないということを確認しました。
以上です。私の質疑を終わります。

P. 326 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 次に、鈴木みさ子議員。

P. 326 鈴木みさ子議員

◆鈴木みさ子議員 議案会第17号豊橋市議会の議決すべき事件を定める条例の一部を改正する条例について、質疑を行わせていただきます。
先ほど、諸井議員の質疑の中でもありましたけれども、なぜ、今日このタイミングで出されたかと、緊急性があるということだったのですけれども、先ほどの説明だと、契約に関する金額、議会での議決に関する金額が変わったということなどが挙げられておりましたけれども、それがどうして、そんなに今出す緊急性ということに関して、ちょっとよく分からないので、もう1回、このタイミングで出す緊急性について伺います。

P. 326 土屋祐司議員

◆土屋祐司議員 同じ答えにはなりますけれども、本定例会の中で、一般質問の段階から議会に付すべき事件ということで、解除について話題にも上がっておりました。
本定例会の中で、議会に付すべき契約等の金額が1億5,000万から2億2,500万円に金額が上がりました、議会による議決権限の範囲というものの縮小につながっております。
その時点で、解除についての改正も考えるべきであったのかと思いますけれども、本定例会中で解除に関する改正もするべきであると考えまして、今回、上程させていただきました。

P. 326 鈴木みさ子議員

◆鈴木みさ子議員 お答えいただきました。
ちょっと地方自治法の条文の中でも、契約に関するものと解除についてというのは、若干解釈が違うと思いますので、その点について伺いたいと思います。
地方自治法で、一定額以上の契約については議会の議決が必要であることが定められていますが、解除についての定めはないものというように認識しております。
具体的に条文で言いますと、先ほどから出ております地方自治法第96条第2項の規定を根拠に、この同条第1項第5号の規定に基づき定められている政令の基準に該当しない事項である契約の解除につき、条例で定めて議会の議決事項とすることは適法であるのかどうか、当局の考えをお伺いいたします。

P. 326 広地学総務部長

◎広地学総務部長 地方自治制度研究会編集の地方財務実務提要第1巻に同一趣旨の質問がございますので、少し長くなりますけれども、正確を期すために、全文を読ませていただきます。
まず、そこに書いてございます問いといたしましては、自治法第96条第2項の規定を根拠に、同条第1項第5号の規定に基づき定められている政令の基準に該当しない契約を、条例で定めて議会の議決事項とすることは適法かという問いでございます。
それに対する答えでございますけれども、議会が議決すべき事項は、原則として、自治法第96条第1項各号に列挙されている15項目に該当する場合だけであり、これ以外の事項については原則として長その他の執行機関がこれを行うこととされております。地方公共団体においてこのような建前が採られている理由は、議会の構成員たる議員も執行機関たる長ともに、住民から直接選挙される現行の首長主義のもとでは、双方ともお互いに独立して各々が直接住民に対して責任を負っているものと考えられます。したがって、この両者の各々の責任を有する範囲を明確にしておく必要があるところから、議会が長その他の執行機関の事務の執行について関与することのできる事項についてはあらかじめ法定しておき、議会と長との責任分担の明確化を図っていることによるものです。
ただ、長その他の執行機関が当該地方公共団体の意思を決定すべきこととされている事項であっても、当該地方公共団体の特殊事情等により、議会の審議を経たうえで地方公共団体の意思を決定することが、当該地方公共団体の地方自治行政の運営上円滑にいく場合もあり得ると考えられるところから、自治法第96条第2項は、同条第1項各号に掲げる15項目以外の事項についても、条例で定めて、議会の議決事件とすることができる旨を定めたものです。
しかし、この場合といえども、条例で定めれば、いかなることで議会の議決事件とすることができるというわけではなく、法定受託事務については政令で除外規定が定められるとともに、法律が明確に長その他の執行機関の権限としている事項及び事柄の性質上当然に長その他の執行機関の権限に属する

事項については及び得ないものと考えられます。

ところで、長その他の執行機関の権限とされている事務又は事業に係る契約の締結権そのものは、当該事務又は事業の執行上必要となってくるものですから、当然長の権限であると考えられます。

ただ、金額の大きさその他当該契約の内容、性質等によっては、当該地方公共団体にとって大きな影響が及ぶことが予想されるものについては、例外的に特に議会の関与を受けるとして、その契約締結の決定及び契約手続等について慎重を期すべきことを要求したのが、自治法第96条第1項第5号の趣旨です。

したがって、右の趣旨にそって議会在長その他の執行機関の契約締結に対して関与できるのは、法が特に許した範囲に限定されるものであって、それ以外の部分については、もともと長その他の執行機関の権限であり、かつ、このようなものについては、法は議会が関与するまでもなく長その他の執行機関限りでも十分適正な執行ができ得るとしているわけですから、質問のようなことはできないものと解すべきですと記載されております。

以上です。

〔傍聴席で拍手する者あり〕

P. 327 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 静粛にお願いします。

P. 327 鈴木みさ子議員

◆鈴木みさ子議員 お答えいただきました。

大変長くて難しかったのですが、第96条の第1項に定められる議会が関与できる項目が15項目、列挙されておりまして、それ以外、例外的には、議会として慎重を期すべきものということは掲げられておりますが、極めて、議会在長その他の執行機関の契約締結に関して関与できることは、地方自治法が特に許した範囲に限定されるものであって、それ以外の部分については、もともと長その他の執行機関の権限であって、地方自治法は、議会が関与するまでもなく長その他の執行機関限りでも十分適正な執行ができ得るとしているということで、この条例に定めるようなことはできないと解すべきだと、地方自治制度研究会のほうの地方財務実務提要によって示されているということでした。

ですので、議会在長の行った契約の解除については、議決はできないと解釈すべきというようなことが示されているということでした。

続きまして、3番目の質疑として、今もありましたけれども、二元代表制の原則から考えて、議会と市長は対等であって、それぞれの決定について尊重し合うべきものであるというように考えます。

例えば、このアリーナの契約解除に向けた市長の考えというか、今行っている行為について、これは市長が民意を得て行った契約に向けた動きということで、この契約を解除する場合、議会が否決できるというような条例の改正は、これまでもあったように、市長の権限を議会が制限して、議会の権限をより市長より上に置くもの、二元代表制という中で、そういうようなことにならないのかという懸念があると思いますが、お考えを伺います。

P. 327 古関充宏議員

◆古関充宏議員 お答えさせていただきます。

金額の多い重要な契約を締結する重みと、その重要な契約を解除する重みは同じだと考えます。よって、自治法第96条第1項第5号に係る議会の議決を経た契約を解除する場合も、市にとって重要なことであるから、議会の議決すべき事件に指定すべきだと考えます。

P. 328 鈴木みさ子議員

◆鈴木みさ子議員 以上で、私の質疑を終わります。

P. 328 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 次に、山口倫世議員。

P. 328 山口倫世議員

◆山口倫世議員 議案会第17号豊橋市議会の議決すべき事件を定める条例の一部を改正する条例について、通告に従いまして、一問一答でお伺いさせていただきます。

今回、先ほどの諸井議員、鈴木議員も伺っていたので、重ねての質疑になるのですが、今回の、先ほど答弁も伺いましたけれども、12月定例会、この場で急いで議決をしないといけない条例であるというように考えられずに、もう1回、質疑をいたします

この条例の提案に至った理由とその考え、また、こちらは通告文には書いてはいないのですが、このようなことと同じような他市の事例とか、そういうものはあったのでしょうか、お伺いします。

P. 328 本多洋之議員

◆本多洋之議員 他市の事例があったかなかったか。ないというように認識しております。

P. 328 山口倫世議員

◆山口倫世議員 ありがとうございます。他市の事例はないという答弁をいただきました。

すみません、繰り返してしまいますが、12月定例会、この場で、この緊急性ということに関して、先ほどの部長の答弁にもありましたように、すぐ理解が難しい内容のように感じています。

この場で、この質疑だけで決めてしまうというのには、とてももっと熟考するとか、先ほど他市の事例がないというような話でしたけれども、なぜ他市の事例がない、前例がないことはやっていけないとは全く思いませんけれども、やっぱりそういうことというのは、慎重を期すべき事柄ではないのかなというように思います。

そこで、もう1回、重ねて聞きますけれども、この12月、今、この緊急性、動議の中で提案された理由について、お願いします。

P. 328 土屋祐司議員

◆土屋祐司議員 繰り返しの御答弁にはなりますけれども、本定例会では、一般質問の段階から、議会に付すべき契約等の議決の件で、契約の解除について話題が上がっております。

議決に付すべき事件の金額が、1億5,000万円から2億2,500万円に上げられました。これによって、議会による議決権限の範囲が縮小につながっておりま

す。この点は、委員会審査の中でも御指摘させていただいておまして、本定例会中での解除に関する改正をするべきであると考えておまして、本日の上程となりました。

以上です。

P. 328 山口倫世議員

◆山口倫世議員 お答えいただきました。

では、次に移ります。

次の質疑は、この条例を制定することで、何を想定しているのか。先ほど、新アリーナの多目的屋内施設のこともありましたけれども、そのほかのことで何を想定しているのかお伺いします。

P. 328 本多洋之議員

◆本多洋之議員 想定をということでもありますけれども、我々はもともと、契約の締結も契約の解除においても同じ重みであるということを考えておまして、本来であれば、契約の解除にも議会の議決が必要だということを鑑みて、今回の条例を提案させていただきました。

P. 328 山口倫世議員

◆山口倫世議員 ありがとうございます。お答えいただきました。

先ほど、市長と議会が対等だというお話もありました。今回、長坂市長は選挙で選ばれて、その公約に基づいての契約の解除の申入れという行動に移っていると思います。

議会と市長が同じアクセルとブレーキであるということ、同じ大事さ、対等さというのは分かるのですけれども、としますと、市長が選挙でもって選ばれた、その選挙であるとか、その重みというのはどのように考えますか。

P. 328 本多洋之議員

◆本多洋之議員 議長に確認させていただきたいのですが、ただいまの質疑は、この条例の範囲内であるのかを確認させていただきたいのですけれど。

P. 329 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 山口議員、この条例の範囲内にとどまっていないのではないかと、今・・・

〔発言する者あり〕

P. 329 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 では、議長の権限において、山口議員の質疑は、この議案の質疑としてふさわしくないと認めます。

P. 329 山口倫世議員

◆山口倫世議員 以上で、私の質疑を終わります。

P. 329 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 次に、中西光江議員。

P. 329 中西光江議員

◆中西光江議員 議案会第17号豊橋市議会の議決すべき事件を定める条例の一部を改正する条例について質疑させていただきます。

今まで同様の質疑もありましたので、それを省いていきます。一問一答で行います。

長坂新市長の権限で、新アリーナ建設の契約解除に向けた行為に対して、議会の軽視、これまでの議論を尽くして進めてきたというところでは、多数の議員がそういう考えで追及されております。

そこで、お聞きいたします。新長坂市長のこの行為に対して、違法ではないのですが、職権濫用と考えたのかについてお聞きいたします。

P. 329 本多洋之議員

◆本多洋之議員 考えておりません。

P. 329 中西光江議員

◆中西光江議員 では、職権としては、これは認めるということでしょうか。

P. 329 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 中西議員に申し上げます。

職権の濫用ではないということは、すなわち職権の濫用ではないということだと思いますけれども、質疑の趣旨が同様の内容であろうかと思いますが、整理してお願いいたします。中西議員。

P. 329 中西光江議員

◆中西光江議員 それでは、市民の皆さんが、長坂新市長に対して、公約どおり新アリーナ建設の契約解除に進まれたということでは、とても期待しておりましたし、公約どおりに行った市長に対して、いろいろな批判の声が上がっていることに対して、すごく憤りの声を頂いております。公約どおりに進めたことに対して、どうしてこんなに大きな問題になっているのかという意見であります。

市長の権限を制限するような今回の条例の一部改正ということでは、やはりちょっと道理がないと考えます。

それでは、次に、今回の条例改正で、議会の過剰な権限行使につながるのではないかと考えますが、認識をお伺いいたします。

P. 329 本多洋之議員

◆本多洋之議員 この条例については、我々は違法性はないと思っておりますので、過剰な権限行使になるというように考えておりません。

P. 329 中西光江議員

◆中西光江議員 お答えいただきました。

今回、二元代表制において議会と市長は対等な関係だということではありますが、両者は今、緊張の関係であると思います。住民投票で市民の意見を直接確認していこうとして、住民投票条例案が、推進していこうという議員さんたちと、契約解除に向けて市長が行った行為を、やはり正当なものとしてということで、本当に市民の人たちの意見が尊重される住民投票条例制定が、本当に期待されておりました。今回の突然のこの改正、改正する条例が上程されたということでは、本当に怒りを持って抗議したいと思います。以上です。

P. 329 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 次に、斎藤 啓議員。

P. 329 斎藤啓議員

◆斎藤啓議員 それでは、私、日本共産党豊橋市議団の斎藤 啓より、議案会第17号豊橋市議会の議決すべき事件を定める条例の一部を改正する条例についてを、一問一答で、通告に沿ってやりたいとは思っていますが、最初に申し上げたいと思いますが、自治法に規定された事柄の、先ほど総務部長の答弁もあったような状況の下での議案について、こういうタイミングで、こういう形でしっかり審議をと、そもそもそのことについて大変な疑義があるわけです。

そこで、まず一つ目として、条例案を提案する目的について、きちんと答弁をしていただきたいと思います。

P. 330 川原元則議員

◆川原元則議員 提案理由でもお示ししましたがけれども、本案は、地方自治法その他の法令に基づいて締結された重要な契約が、住民の利害や自治体の財政等に重要な影響を及ぼす、そういうところに鑑みて、そういった中で、いわゆる提案したということであります。

P. 330 斎藤啓議員

◆斎藤啓議員 地方自治法の規定では、契約を結ぶ際に当たって、議会の議決を必要とするとしているわけです。契約を結ぶ際と契約を解除する際を同列に扱うことについて、提案者の認識をお伺いします。

P. 330 本多洋之議員

◆本多洋之議員 先ほどから何度も答弁させていただいておりますけれども、我々は、契約の締結も契約の解除も、同等の重みがあるというように認識しております。

P. 330 斎藤啓議員

◆斎藤啓議員 同等の重みがあるということについて、さらに深めてお伺いします。同等の重みがあるというのは、どういうことでしょうか。

P. 330 本多洋之議員

◆本多洋之議員 現状の法令では、金額の大きな契約は慎重を期して住民の代表機関である議会に諮り、住民の意思を反映させるということになっておりますので、我々は同等の重みがありますので、解除にも慎重を期して、議会の議決が必要だという考えから、この条例を提案させていただいております。

P. 330 斎藤啓議員

◆斎藤啓議員 地方自治法第96条第1項の第5号に、政令で定める基準に従い条例で定める額以上の契約の締結については、わざわざ法で定めているわけです。それが、解除についても同等だと言っている根拠を示してください。

P. 330 本多洋之議員

◆本多洋之議員 12月の一般質問で、私の質問の中で、この第96条の第1項についての解釈・見解については、特に重要な契約締結が住民の利害や自治体の財政等に重要な影響を及ぼすことに鑑み、それをするかどうかの決定を執行機関のみに委ねず、その公正を期する必要性から、議会もその決定に関わることになっているものと認識をしているという答弁がございまして、我々は、この契約の解除にも、住民の利害や自治体の財政等に重要な影響を及ぼすというように考えておりますので、契約の締結も契約の解除も同等の重みがあるというように考えて、今回の条例を提案させていただいております。

P. 330 斎藤啓議員

◆斎藤啓議員 条例を制定する際には、同じぐらいだと考えているみたいな浅い理由で提案されたら困るのです。契約する場合と解除する場合と、具体的な事例で、どういう状況で同列に扱わなければいけないと考えているかをちゃんとお答えください。

P. 330 本多洋之議員

◆本多洋之議員 契約の解除に伴うと、当然ながら、住民サービスや市民の福祉への影響、契約相手、民間事業者への信頼を損ねかねないというような影響が考えられることから、契約の解除にも、一定、影響があるというように考えて、この条例を提案させていただいております。

P. 330 斎藤啓議員

◆斎藤啓議員 法で、契約を締結する際には、そのことが明記されているわけです。そして、他市ではそういう事例がないということも答弁がありました。同様だと言っていることの理由が分からないのですよ。影響はもちろん出るでしょうよ。しかし、今、言ったような影響から、地方自治法の第96条の第1項の5番目の、契約の締結の際の事柄が結ばれているというように考えておられるわけですか。自治法の第96条第1項の第5号についての認識をお伺いします。

P. 330 本多洋之議員

◆本多洋之議員 自治法の第96条第1項の第5号については、種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める契約を締結することというようになっておりまして、解除については触れられておりません。我々は、これは法の不備であるというように考えております。本来、契約を締結するに当たって、解除を想定していないというように考えております。

この第96条第1項第5号については、もうそこに書いてあるとおりだと思いますけれども、何度も申し上げますが、我々は契約の締結も契約の解除も、その影響の大きさは同等だというように考えておりますので、今回は、第96条の第2項に例外的な規定が定められておりまして、前項に定めるものを除くほか、普通地方公共団体は、条例で普通地方公共団体に関する事件（法定受託事務に係るものにあつては、国の安全に関することその他の事由により議会の議決すべきものとする）につき議会の議決すべきものを定めることができるというようになっておりますので、第96条の第2項の規定により、この条例が策定できるというように考えております。

P. 331 斎藤啓議員

◆斎藤啓議員 先ほどの総務部長の答弁を受けて、その認識なのか伺います。

P. 331 本多洋之議員

◆本多洋之議員 違法性はないものと認識しております。

P. 331 斎藤啓議員

◆斎藤啓議員 違法性については聞いておりません。自治法が規定されている事柄の中身というのは、法に違反するかどうかが問われているわけじゃないのです。

市長の権限として定められていることを、議会が持つていくということについて、自治法の規定が、先ほど総務部長の答弁があったような中身があるわけですね。それについての認識をお伺いします。

P. 331 本多洋之議員

◆本多洋之議員 市長の権限を制限するという意味においては、今回の条例は制限するものになるというように認識しておりますけれども、この第96条の第2項においては、それが可能であるというようにされておまして、豊橋では、この第2項において、(1)、(2)で基本構想、それから姉妹都市の提携というものも、実際に認められております。

したがって、この地方自治法の第96条第2項が根拠となつて、市長の権限を制限というものを認めているというように考えておりますので、今回の条例の提案に至つております。

P. 331 斎藤啓議員

◆斎藤啓議員 先ほど総務部長の答弁にもあつたように、全国の全ての自治体で適用されるものであろうものは法に定めているわけですね。そして、その自治体ごとの独自の事情で、それぞれの判断でということでありまして、私、質疑の通告には書いてあつたのですが、この間の質疑のやり取りの中でも一定ございましたので、その質疑は後からはしないことにしておいた上で、豊橋においては、先ほどから答弁がありますように、本市における総合的かつ計画的な行政運営を図るための基本構想の策定、変更又は廃止に関することと、姉妹都市の提携に関すること、この二つについて、条例で定めて、議会で議決をするべきことだと定めているわけですね。

豊橋の市政運営上で、その契約に係る解除に関することについても議決が必要とするということについての、豊橋の独自の事情っていうのは何ですか。

P. 331 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 暫時休憩します。

午後9時1分休憩

午後9時1分再開

P. 331 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 会議を再開します。

本多議員。

P. 331 本多洋之議員

◆本多洋之議員 ちょっと趣旨の確認をお願いしたいのですが。

P. 331 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 趣旨確認を許します。

P. 331 本多洋之議員

◆本多洋之議員 この条例の必要性ということであれば分かりますが、豊橋独自の事情ということについてということですかね。

これは何度も答弁させていただいているように、契約を締結する重みと解除するということが、同等の重みがあるというように考えております。

第96条の第2項においては、基本的にそれぞれの自治体で必要があれば定めることができるというように考えておりますので、その観点から、今回の条例の上げをさせていただいております。

P. 331 斎藤啓議員

◆斎藤啓議員 先ほどの答弁の中で、法の不備があると考えているという答弁がありました。法の不備を補完するために、この条例を制定しようとしているのかお伺いします。

P. 332 本多洋之議員

◆本多洋之議員 すみません、ちょっと訂正させていただきたいのですけれども、法の不備というのはちょっと行き過ぎた発言で、法の抜け穴だというように思っておりまして、それを補完する形で、条例の制定を考えております。

P. 332 斎藤啓議員

◆斎藤啓議員 法の抜け穴ということの意味が分からないので、もう少しちゃんと説明してください。

P. 332 本多洋之議員

◆本多洋之議員 繰り返しの答弁になりますが、契約の締結をするに当たって、解除を想定していないというように考えておりますので、基本的には同等の重みがあるというように考えておりまして、契約の締結に議会の議決が必要であれば、契約の解除においても議会の議決が必要であるという考えから、今回の条例の制定を提案させていただいております。
以上です。

P. 332 斎藤啓議員

◆斎藤啓議員 聞いていることにお答えいただきたいのですが、自治法の第96条の第2項で条例を定めることができるというようにあって、今回、条例を制定したいという理由を述べておられました。
しかし、法の抜け穴、何だと、それは何ですかと。

P. 332 本多洋之議員

◆本多洋之議員 契約の締結のときに、契約の解除というものが想定されていなかったということですね。

P. 332 斎藤啓議員

◆斎藤啓議員 自治法を、この条文を規定する際に、契約の解除について想定していなかったという認識ですか。

P. 332 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 斎藤議員に申し上げますが、同一の内容がかなり繰り返されておりますので、ここは質疑を継続しますが、一定の整理をもってお願いします。

P. 332 本多洋之議員

◆本多洋之議員 我々はそのように認識しております。

P. 332 斎藤啓議員

◆斎藤啓議員 続いて、通告でいうと二つ目に入りますが、動議で緊急に提案した理由について、繰り返しになって申し訳ありませんが、もう一度、確認させていただきたいと思います。

P. 332 土屋祐司議員

◆土屋祐司議員 では、先ほどから何度も繰り返になりますけれども、本定例会の中で、一般質問から議決に付すべき契約の議論の中で、解除に関する改正というお話が何回か出ておりました。
本定例会の中で、議決に付すべき事件を定める条例の一部を改正する条例の中で、1億5,000万円から2億2,500万円に契約の金額が上げられております。これは、議会による議決権限の範囲の縮小につながっていると考えております。
委員会の審査の中でも、その点については指摘させていただいておりますが、本定例会で解除に関する改正もするべきであると考えまして、上程させていただきました。
以上です。

P. 332 斎藤啓議員

◆斎藤啓議員 今、2点の理由についてお答えいただきました。
1点目の、本定例会の中での一般質問でも話題に上がっていたから緊急にする必要があるということが、意味がよく分からないので、もう少しきちんと説明をお願いしますでしょうか。

P. 332 土屋祐司議員

◆土屋祐司議員 それで、要は、今回、金額の上昇もあり、一般質問の中でも取り上げられていたこともあり、本定例会での解除に関する改正をするべきだというように考えました。
以上です。

P. 332 斎藤啓議員

◆斎藤啓議員 一般質問で取り上げられたから緊急だということの意味が分からないので、一般質問で一体何があったために緊急だと考えられているのかを、まずお伺いします。

P. 332 土屋祐司議員

◆土屋祐司議員 緊急だと考えている部分の大きな部分は、金額が1億5,000万円から2億2,500万円に変更になった部分です。
ただ、それ以前から、本定例会の中の解除に関する話題が上がっておりましたので、それも踏まえ、委員会の審査の中で指摘させていただき、本定例会中での解除に関する改正をするべきであるというように考えました。
以上です。

P. 333 斎藤啓議員

◆斎藤啓議員 ちょっと分からないのですが、先に、じゃあこちらを聞きます。

議会で、今回の条例改正があり、1.5億円から2.25億円に契約の議決を必要とする基準が、もう少し大きい金額じゃないと議決をしないですよということになったために、もう少し少ない額だったら、今まで議決が必要だったのが、議決することがなくなりましたということを目指しているのだろうというように思いますが、それがなぜ、緊急に提案しなければいけないことになったのが全然分からないので、きちっと説明してください。

P. 333 土屋祐司議員

◆土屋祐司議員 先ほどお話ししたように、金額が1.5倍に上昇したことで、議会による議決権限の範囲の縮小につながっております。私どもは、この点について委員会質疑の中でも指摘させていただきましたけれども、本定例会での解除に関する改正をするべきであろうというように考えました。

以上です。

P. 333 斎藤啓議員

◆斎藤啓議員 何度も繰り返して悪いのですが、答えになっていないですよ。

何でそれが緊急性につながったのかを聞いているのです。

P. 333 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 暫時休憩します。

午後9時10分休憩

午後9時11分再開

P. 333 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

土屋議員。

P. 333 土屋祐司議員

◆土屋祐司議員 私どもでは、今日は議会の最終日でもありますし、今定例会中に解除に関する改正をするべきだということに考えて、提案をさせていただいております。

以上です。

P. 333 斎藤啓議員

◆斎藤啓議員 本定例会の最終日に、今議会中にやらなければいけないというのが緊急性の理由というのなら、その理由を言ってくださいよ。

P. 333 土屋祐司議員

◆土屋祐司議員 私どもは、本定例会中での議決の解除に関する改正をするべき緊急性があるという認識で提案させていただいております。

P. 333 斎藤啓議員

◆斎藤啓議員 だから、そのある理由を言ってくださいと言っているのです。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

P. 333 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 議事進行。山本議員、理由を述べてください。

P. 333 山本賢太郎議員

◆山本賢太郎議員 斎藤議員の質疑と答弁が堂々巡りになっておりますので、一定、整理をしていただきたいと思います。

P. 333 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 ただいまの議事進行を受けまして、通告の内容は、条例案を動議で緊急に提案した理由についてということでもあります。

同様の質疑が繰り返されて、かみ合っておりませんので、最後にもう一度、一度整理して、質疑、そして答弁をお願いいたします。斎藤議員。

P. 333 斎藤啓議員

◆斎藤啓議員 同じことを聞きますよ。緊急性について、きちんと説明してください。

P. 333 土屋祐司議員

◆土屋祐司議員 私どもは、本定例会の中で金額が2億2,500万円に変更となりまして、それにより、議会による議決権限の範囲の縮小につながっております。

その中で、本定例会中に解除に関する改正をするべきであろうというように緊急性を感じて、上程させていただきました。

P. 333 斎藤啓議員

◆斎藤啓議員 答えになっていると思っているわけ。

P. 333 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 答弁としては、この答えで斎藤議員の質疑に答えているという認識だと思います。
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

P. 334 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 議事進行。鈴木議員、議事進行の理由を述べてください。

P. 334 鈴木みさ子議員

◆鈴木みさ子議員 今、斎藤議員の質疑と土屋議員の答弁がかみ合っていないということで、一定、整理をしていただきたいと思います。

P. 334 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 暫時休憩します。

午後9時14分休憩

午後9時25分再開

P. 334 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 休憩前に引き続き、会議を再開します。

先ほど、鈴木みさ子議員から、質疑と答弁がかみ合っていないとの議事進行がありました。

斎藤議員におかれましては、議事の進行を踏まえて、この条例案を動議で緊急に提案した理由についての質疑を整理するようお願い申し上げます。斎藤議員。

P. 334 斎藤啓議員

◆斎藤啓議員 それでは、この件について端的にお伺いします。

3月定例会の提案でなく、あえて12月に緊急動議で提案した理由、この緊急性についてお伺いします。

P. 334 土屋祐司議員

◆土屋祐司議員 お答えさせていただきます。

本定例会中に、議決に付すべき契約等の金額が1億5,000万円から2億2,500万円に変更となりました。これは、議会による議決権限の範囲の縮小につながっていると考えております。この点については委員会審査の中でも指摘させていただきましたが、本定例会中に解除に関する改正をするべきであると考え、上程させていただきました。

以上です。

P. 334 斎藤啓議員

◆斎藤啓議員 この点で恐らく最後になるであろう質疑を行いますけれど、条例制定については、法と同様に立法事案、つまり、これをどうしても制定しなければならない理由というものが求められるわけです。緊急にこの提案をした立法事案についてお伺いします。

P. 334 土屋祐司議員

◆土屋祐司議員 お答えさせていただきます。

金額変更に伴いまして、本定例会中に解除に関する改正もするべきであろうというように考え、提案させていただいております。

P. 334 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 土屋議員、立法事案についてということ。

暫時休憩します。

午後9時27分休憩

午後9時30分再開

P. 334 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

土屋議員。

P. 334 土屋祐司議員

◆土屋祐司議員 すみません、趣旨確認をさせていただきたいのですが、よろしいでしょうか。

P. 334 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 趣旨確認を認めます。

P. 334 土屋祐司議員

◆土屋祐司議員 斎藤議員のほうから、立法事案という質疑がありました。それは、本条例を上程するに当たる事実というか、そういう部分のことでしょうか。

P. 334 斎藤啓議員

◆斎藤啓議員 いわゆる立法事実とも言われるやつですね。この条例を提案するに当たっての理由については、もう1回目に聞いておりますのでよいのです。その緊急性につながる立法事実、立法事実とは何なのかということをお伺いしているということです。

P. 334 土屋祐司議員

◆土屋祐司議員 すみません、緊急性については、先ほどからお答えしておる部分が、私たちについての緊急性だということで認識いたしております。以上です。

P. 335 斎藤啓議員

◆斎藤啓議員 要するに、緊急性については全く説明ができないのだという認識になりますけれども、よろしいかね、よろしくはないわな。よいです、質疑を続けます。

提案の中で、市長の判断で契約を解除することによって生じる重要な影響ということについてお伺いしたいというのが三つ目だったのですが、それは先ほど本多さんの質疑の答弁の中で触れておられましたので、提案者としてはそういう認識だということであるので、そこについては省略させていただきます。

続いて、四つ目について。

契約解除について、市長の権限としてあるということでの認識ですが、これも、先ほど来の質疑の中で、現在は市長の権限としてある。それを、議会側が持っていくよという条例案だということで確認ができておりますので、市長の権限から議会の権限として移っていくということの条例提案だということで認識しておりますので、次に行きたいと思えます。

P. 335 本多洋之議員

◆本多洋之議員 反論をさせていただきたい。

P. 335 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 許可します。

P. 335 本多洋之議員

◆本多洋之議員 今の斎藤議員のお話ですと、市長の権限から議会の権限に移っていくというようなお話がありましたけれども、市長には市長の権限としてあって、新たに議会にも権限を加えるということであると思えますので、御確認をお願いしたいと思います。

P. 335 斎藤啓議員

◆斎藤啓議員 反論権ですので、それ以上、私はそのことについては述べることはありません。

続いて、もう1回確認をさせていただきたいのですが、地方自治法第96条第2項に定める地方自治体が条例で定めることのできる事柄の中に、契約の解除を入れるということは、自治法の法律上ということではなくて、自治法の考え方の上で問題がないのか、もう1回確認をさせていただきたいと思えます。

P. 335 広地学総務部長

◎広地学総務部長 解釈ということですので、先ほど、鈴木みさ子議員に御答弁させていただきましたので、あれほど長くは答えませんので。

先ほどもお話しさせていただいたように、地方自治制度研究会の地方財務実務提要の中に、同じような趣旨の質問がございました。それを要約いたしますと、議会が長その他の執行機関の契約締結に対して関与できるのは、地方自治法が特に許した範囲に限定されるものであって、それ以外の部分については、もともと長その他の執行機関の権限であり、地方自治法は、議会が関与するまでもなく長その他の執行機関限りでも十分適正な執行ができ得るものというように解釈されております。

以上です。

P. 335 斎藤啓議員

◆斎藤啓議員 御答弁いただきましたように、やはり自治法上の規定でいうと、このことは本来対象にするべきではないのだという議論の下での状況があるわけです。

法の抜け穴という表現をするような鑑定ではなく、あくまでも、やはり地方自治法上で、首長の権限として持っているというような認識であろうかというように思うわけであります。

そこで、次へ行きますけれど、条例案が対象としている具体的な契約についてお伺いしたいと思いますけれども、提案者の認識として、既に結ばれている契約について解除を行うときに、遡及して議決が必要となる認識なのかを改めて問いたしたいと思います。

P. 335 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 暫時休憩します。

午後9時37分休憩

午後9時38分再開

P. 335 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

本多議員。

P. 335 本多洋之議員

◆本多洋之議員 遡及して、過去の契約がという話かというように思いますが、2として、経過措置で、改正後の豊橋市議会の議決すべき事件を定める条例の規定は、この条例の施行の日以後に行う契約の解除について適用するという事なので、遡及して契約の時点ということではなくて、解除の時点ということで定めさせていただいております。

P. 336 斎藤啓議員

◆斎藤啓議員 確認ですけれども、この経過措置の読み方が、私、法律に詳しくないものですから、この条例の施行の日以後に行う契約の解除について適用するとも読めるように思うのですけれども、この条例の施行の日以後に行う契約の解除について適用する、これの解釈はどちらか確認したいと思います。

P. 336 本多洋之議員

◆本多洋之議員 契約の解除について適用するという事です。

P. 336 斎藤啓議員

◆斎藤啓議員 すると、先ほど来、12月定例会で契約の金額が変わったということなども発言されておりますけれども、本条例を見ますと、議会の議決を経て締結した契約に係る契約の解除ということがあります。

これは、対象とする契約の金額の考え方、この条例改正によって対象となる契約の考え方を確認させていただきたいと思います。

P. 336 本多洋之議員

◆本多洋之議員 この条例の、地方自治法その他の法令に基づき議会の議決を経て締結した契約というのは、基本的には、地方自治法においては第96条の第1項の第5号ということですので、豊橋市議会においては、今定例会で2億2,500万円というように変更になりましたので、その金額を超える契約の締結についてが対象になると認識しています。

P. 336 斎藤啓議員

◆斎藤啓議員 条例を見ると、その認識はおかしいのではないかと思いますけれども、市側はどういう認識か伺います。

P. 336 広地学総務部長

◎広地学総務部長 議員提案の条例ですので、お答えすることはできません。

以上です。

P. 336 斎藤啓議員

◆斎藤啓議員 本来であるならば、条例案そのものをきちっと読みますと、議会の議決を経て締結した契約に係る契約の解除というようにありますので、今回、金額が上がって結ばれた契約については、当然でございますが、金額が上がる前に結ばれた契約が、仮に現行の規定による金額より低い金額の契約についても、この解除の際には、この対象となるという認識になるべきだと思いますが、提案者の認識を改めて伺います。

P. 336 本多洋之議員

◆本多洋之議員 地方自治法その他の法令に基づき議会の議決を経て締結した契約ということになりますから、今後は2億2,500万円ということになりますけれども、以前は1億5,000万円が議決の対象となったということになりますので、その金額で議会の議決を経たものが対象になると認識しております。

P. 336 斎藤啓議員

◆斎藤啓議員 1回目の答弁と違うように聞こえるのですけれども。

P. 336 本多洋之議員

◆本多洋之議員 これで条例が可決されて2億2,500万円になったので、基本的には、その時点で議会の議決を経て契約した契約、法令によって、議会の議決を経た契約というようになっているので、以前であれば、その対象が1億5,000万円でありまして、今後については、2億2,500万円ということになりますので、法令に基づいて締結した契約が対象になると認識しております。

P. 336 斎藤啓議員

◆斎藤啓議員 後半二つの答弁は、私の認識と一緒に思うのですけれども、どうも正確さに欠けると指摘をせざるを得ないというように考えております。

最後の質疑にさせていただこうと思いますけれども、これもちょっと提案者に聞こうと思います。

失礼しました。六つ目の、もう一つ聞かなければいけないことを飛ばしそうだったので、すみません、戻りますけれども、現在、議会の中では多目的屋内施設の整備と豊橋公園の東側エリアの事業のことが大きな問題になっているわけです。

直近で言うと、もう既に市長が契約の解除に向けた交渉を、向こうとの、相手方との協議に入っているという段階であるわけですが、今回は、この条例は、その契約の解除について、まず、適用されるという認識でいるのかどうか伺います。

P. 336 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 暫時休憩します。

午後9時45分休憩

午後9時46分再開

P. 337 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

本多議員。

P. 337 本多洋之議員

◆本多洋之議員 今回のアリーナの件については、ただいま協議中ということでありますけれども、解除の手続が始まっていけば対象にならないと思いませんけれども、解除の手続が始まっていなければ対象になるというように思っております。

P. 337 斎藤啓議員

◆斎藤啓議員 先ほど来、緊急性の立法事実についてお伺いしてきた事柄との関連で言いますと、そこなのではないのですか。

P. 337 土屋祐司議員

◆土屋祐司議員 お答えさせていただきます。

本議案は、定例会中に1億5,000万から2億2,500万円に金額が変更したことによる、議会による議決権限の範囲の縮小、これに基づいて、解除に関する改正を提案させていただいております。

以上です。

P. 337 斎藤啓議員

◆斎藤啓議員 先ほどの本多議員の答弁で、契約解除の手続が、今まさに進んでおり、これが一定、めどが立った時点で、契約の解除ということが行われるということについては御存じですよ。

P. 337 本多洋之議員

◆本多洋之議員 趣旨確認をお願いします。

P. 337 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 趣旨確認を認めます。

P. 337 本多洋之議員

◆本多洋之議員 今後、アリーナの契約の解除が行われることを御存じですかという質疑ですか。

P. 337 斎藤啓議員

◆斎藤啓議員 このタイミングで進んでいって、解除が行われるというような形で進んでいることを分かっているかということを知っています。

P. 337 本多洋之議員

◆本多洋之議員 承知しております。

P. 337 斎藤啓議員

◆斎藤啓議員 それこそが、本条例の立法事実ではないかと思うのですが、そうでないのなら、そうでないと、認識をお伺いします。

P. 337 本多洋之議員

◆本多洋之議員 今回のこの条例については、特定のことを認識しているということではなくて、契約金額の大きな契約の解除には、契約の締結と同等の重みがあるというように考えておりますので、その全てが対象になると認識しております。

P. 337 斎藤啓議員

◆斎藤啓議員 聞くべきことは聞きました。

以上で質疑を終わります。

〔傍聴席で拍手する者あり〕

P. 337 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 静粛をお願いします。

以上で、通告による質疑は終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

P. 337 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 質疑なしと認め、以上で質疑を終わります。

提案者の方は、自席へお戻りください。

〔提案者、自席に着く〕

P. 337 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 10時5分まで休憩いたします。

午後9時51分休憩

午後10時5分再開

P. 337 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

P. 337 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 御異議なしと認め、そのように決定いたしました。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。初めに、菅谷 竜議員。

〔菅谷 竜議員登壇〕

P. 338 菅谷竜議員

◆菅谷竜議員 新しい豊橋を代表しまして、菅谷 竜が討論いたします。

豊橋市議会の議決すべき事件を定める条例の一部を改正する条例に反対の立場で討論させていただきます。

豊橋市は、住民投票をやるという機運が高まりつつありました。それを取り下げて、豊橋市議会の議決すべき事件を定める条例の一部を改正する条例が出されました。これは、市長選挙の意義、民意を本当に大きくなくすものと考えます。

新アリーナ建設に対する住民投票をやる意義を御理解していただいたと思いましたが、本当に残念です。市民感情としましては、また、住民投票を否決したと言われると考えます。

この本条例に入りますが、市長の権限を弱め、議会の力を強くする条例の改正と考えるため、反対いたします。

他市に事例がない事柄こそ、慎重に議論すべきであります。しかし、このたび、緊急で動議という形で提案され、議案を精査する十分な時間がなかった中での質疑、答弁が取り交わされ、提案者側から明確な答弁をいただけなかったと感じました。

市長の権限もあります。市議会の権限もあります。それぞれ役割がある中で、市長の権限を弱め、議会の力を強くする条例の改正と考えます。

今後の悪い先例となると考えますので、そして、様々な疑義がある中で、地方自治法が長年議論されてきた歴史の中で、市長の契約の解除に議決を必要とした例が他市にはないというのは、本当に慎重にならなければならない重要な案件だと思います。

よって、反対いたします。

以上です。

P. 338 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 次に、伊藤哲朗議員。

〔伊藤哲朗議員登壇〕

P. 338 伊藤哲朗議員

◆伊藤哲朗議員 私は、ただいま議題となっております議案会第17号豊橋市議会の議決すべき事件を定める条例の一部を改正する条例について、賛成の立場から討論いたします。

今定例会で議決されました議案第119号議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の一部を改正する条例において、予定価格が1億5,000万円から2億2,500万円に改正されたところであります。

提案理由の中にもありましたが、地方自治法その他の法令に基づいて締結された重要な契約が、住民の利害や自治体の財政等に重要な影響を及ぼすことに鑑み、その契約解除の決定につきましても、重要な影響を及ぼすものと考え、議会の議決すべき事件に指定する必要があると考えます。

以上の理由から、本議案につきましては賛成であります。

以上、討論といたします。

P. 338 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 次に、斎藤 啓議員。

〔斎藤 啓議員登壇〕

P. 338 斎藤啓議員

◆斎藤啓議員 日本共産党豊橋市議団を代表いたしまして、上程されております議案会第17号豊橋市議会の議決すべき事件を定める条例の一部を改正する条例について、反対の立場から討論を行います。

一連の質疑の中では、二つのことが明らかになりました。

一つは、提案者が言っているこの条例を制定する目的に照らして、その立法事実がないということです。

二つ目は、自治法の想定している議会が議決すべき案件、そして、市長の権限を考慮した場合、総務省の見解としても、今回の修正案についての議決すべき案件は想定していないこと、超えていることだということでもあります。

緊急性についても、緊急にやらなければいけない理由は最後まで明確にされなかったと認識しております。

唯一考えられることは、多目的屋内施設及び豊橋公園東側エリア整備・運営事業の契約の解除に向けて、市長が市長選挙の結果を受けて取り組んでいること、このことをあえて議決の対象にしようとしているということとしか読めません。

自由民主党豊橋市議団、公明党豊橋市議団、まちフォーラムの皆さんは、本日の議会の中で、自らが提案していた住民投票を行う条例を撤回し、そして、緊急性があるのだと言って本条例案を提案してまいりました。このことは、新アリーナの事業に対する賛否を超えて、本来だったら住民投票の意思によって、市民の皆さんの手によって決着をつけようと考えられていた事案を、それを投げ捨てて、議会の権限を強化して、そのことによって、市長の契約解除を縛ろうという、民主主義に反するとんでもないやり方だと考えます。

私は、以上の観点から、本条例についてきっぱりと反対を申し上げなければなりません。
以上です。

P. 339 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 次に、古池もも議員であります。古池議員から討論の通告がありましたが、本人から取下げの申出がありました。
次に、豊田八千代議員。
〔豊田八千代議員登壇〕

P. 339 豊田八千代議員

◆豊田八千代議員 私は、ただいま上程されております議案会第17号豊橋市議会の議決すべき事件を定める条例の一部を改正する条例について、反対の立場で討論いたします。

以下、理由を申し上げます。

本議会は、2本の住民投票条例の審議が主に行われた議会だと認識しております。ところが、議案会第15号を突如取り下げられた自由民主党豊橋市議団、公明党豊橋市議団の皆様、その取り下げた直後に出されたのが、この議案会第17号豊橋市議会の議決すべき事件を定める条例の一部を改正する条例でございます。

このような緊急性のない条例を出されたその背景には、様々な思惑があるのではないかとこの私自身の心の中がございます。

本来ならば、その住民投票条例を真摯に論議し、お互いにそれを戦い合わせ、納得し、合意し、ぜひ、これを、条例を市民の皆様の前にお示しすべきだったということを私は思います。

残念なことに、その取り下げられた問題、そして、その後に急遽出された条例の問題、様々勘案いたしまして、この条例はもっと深く、広く、委員会をつくり、そして、論議すべきものという大きな問題であるということ認識しております。

残念ながら、このように長時間に、夜遅くまで論議する状況でございます。

したがって、この条例、議案会第17号につきましては、以上の理由によりまして、反対といたします。

以上でございます。

P. 339 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 以上で、通告による討論は終わりました。
ほかに討論はありませんか。
〔「進行」と呼ぶ者あり〕

P. 339 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 討論なしと認め、以上で討論を終わります。
これより採決に入ります。
議案会第17号を採決いたします。
本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。
〔賛成者起立〕

P. 339 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 起立多数であります。
したがって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で、本定例会に付議された事件の審議は、全て終了いたしました。

閉会に当たり、一言御挨拶申し上げます。

今定例会は、皆様方の格別な御理解と御協力により、無事閉会の運びとなりました。ここに心から感謝申し上げる次第であります。

あわせて、今年も残すところ、あと僅かとなりました。皆様方の御健康と御多幸、そしてまた新しい年が皆様方にとってよい年でありますようお願い申し上げます、御挨拶とさせていただきます。

誠にありがとうございました。

これもちまして、令和6年12月豊橋市議会定例会を閉会いたします。

午後10時18分閉会

以上のとおり会議の次第を記録し、これを証するため署名する。

豊橋市議会議長	伊藤篤哉
豊橋市議会副議長	近藤修司
豊橋市議会議員	宍戸秀樹
豊橋市議会議員	斎藤 啓